

同年	同月	同日	阿座上 正藏 <small>（贈從五位）</small>	同年	七月廿一日
同年	同月	廿四日	飯田 吉次郎 <small>（後徳）</small>	同年	八月十七日
同年	十月	廿八日	高洲 梅三郎 <small>（謙三）</small>	同年	八月十七日
安政五年午正月十七日					
同日			中村 理三郎	同年	八月十七日
同日			佐々木 武雄 <small>（復介）</small>	同年	八月九日
同日			周田 留之允 <small>（留之進力）</small>	同年	同日
同日			有吉 熊次郎 <small>（贈正五位）</small>	同年	同月十三日
同年	二月	廿八日	三井 半之助	同年	同月同日
同年	三月	廿四日	岸田 多門	同年	同月同日
同年	三月	廿四日	下瀬 熊之進 <small>（贈從五位）</small>	同年	同月同日
同年	三月	廿八日	兒玉 百助	同年	同月同日
同年	七月	十七日	藤井 一太郎	同年	同月同日
同年	七月	廿一日	三戸 治兵衛	同年	同月同日
同年	七月	廿一日	福原 又四郎	同年	同月十三日
同年	七月	廿一日	木梨 平之進 <small>（信二）</small>	同年	同月十三日

中谷 茂十郎	佐伯 又三郎
作間 忠三郎 <small>（贈正四位）</small>	田坂 才三郎
岡部 富太郎	李家 隼太
山根 武次郎	穴戸 吉次郎
益田 豊三郎	三戸 久之進
勝田 勇二郎	小野 鬼助
藏田 與一郎 <small>（贈後介、秋徳）</small>	山田 市之允 <small>（伯耆守）</small>
井原 小七郎 <small>（冷泉小七郎）</small>	山縣 初三郎
小川 源之進	
天野 清三郎 <small>（從五位）</small>	
野村 一之進	
山根 與之助 <small>（秀介）</small>	
布施 彌五郎 <small>（四郎兵衛清介）</small>	
湯川 兵馬 <small>（平馬、彰）</small>	
田中 朔之進 <small>（一介）</small>	

同年	同月	十三日	飯田 正伯	同年	同月	同日	佐伯 又三郎
同年	同月	十三日	中村 久太郎	同年	同月	同日	田坂 才三郎
同年	同月	十三日	小川 與之助	同年	同月	十三日	李家 隼太
同年	同月	同日	弘 勝之助 <small>（贈正五位）</small>	同年	五月	廿四日	穴戸 吉次郎
同年	同月	同日	河野 正作	同年	同月	廿八日	三戸 久之進
同年	同月	同日	河北 義次郎 <small>（從四位）</small>	同年	十月	二日	小野 鬼助
同年	九月	十日	國重 徳次郎 <small>（正文）</small>	同七申三月	七日		山田 市之允
同年	十月	廿八日	井上 市兵衛	同年	同日		山縣 初三郎
安政六未四月六日							

（東京市吉田茂子氏藏 校合濟嚙）

（吉田康三氏記）安政五年十二月、先生野山獄に赴かれたれば、其の後の入門あるへからざるに似たれとも、六年以後の起請文現存せるをもて此に書き加へぬ、蓋是等の人々は、先生の入獄前親しく教を受けしにより、後年起請文を追出せしなるへく、又起請文存せざるかため此に脱漏せる人もあるへし、「括弧内に記入せるは改氏名及贈位の明かなるものゝみにして、概ね諱早生二、布施清介兩翁の指示に據れり」而して松下村塾の門人及同志の多くは此の外にありて、其の數亦少からざれとも、名氏録を存せざるをもて今之を附載すること能はず、共に惜しむへしとす、

（*印括弧内は編者の註記）

年譜草稿

解題并凡例

本篇收むる所は左の四種である、

- (一) 履歴控、松陰の自筆で嘉永五年十二月に至る迄の經歷を、年譜式に書いたものである、紙片にぞんざいに書いてあるから勿論ほんの控であらう、
- (二) 吉田寅次郎下田一件、宮部鼎藏が森田節齋の爲に書いた松陰の下田事件前後の一つ書である、日附に所々誤記がある、
- (三) 高杉晋作筆松陰年譜草稿、頗る貴重なる史料であるが、僅かにその断片が残つて居るのみである、その内所々に誤謬あるは十分に精査するの暇なかつたからであらう、
- (四) 杉民治筆松陰年譜草稿(種三)、恐らくは明治四十年頃松陰の兄杉民治氏が作つたものであらう、典據概ね確實にして最も信頼するに足るべき史料である、吉田庫三氏編年譜は大體これに據つたものらしい、

(委員 廣瀬豊)

(一) 履歷控 (松陰自筆) (嘉永五年十二月)

天保元年庚寅 八月四日誕生、幼名虎之助、後大次郎ト改ム、
六年 六月廿日家督如願被_レ仰出、御奉書寫有_レ之、
十年己亥 十一月_ノ明倫官出勤、
十一年庚子 初 上覽、於_二御對面之間、戰法篇講釈仕候事、講案別ニ有_レ之、
十三年壬寅 上覽、於_二御對面間、講尺、
十五年甲辰 上覽、於_二御書院_ニ傳書講尺、且御好ミニテ孫子虛実篇講尺、七書直解一部拜領、
弘化三年丙午
嘉永二年己酉 三月十七日、御手當方水陸戰略差出ス、別冊アリ、
(上欄外西ノ二月十八日御上下一具拜領)
嘉永己酉 六月四日格式上覽、於_二御書院_ニ用土篇講尺、講案別ニ有_レ之、
十月十日 於_二羽賀臺_ニ操習、當日之次第別ニ有_レ之、
嘉永三年庚戌 八月廿日格式上覽、於_二御書院_ニ守城篇講尺、講案別ニ有_レ之、
八月廿五日 九州行、十二月廿九日歸ル、西遊日記アリ、
嘉永四年 正月十五日、殿様御兼流、二月廿日文武稽古萬世不朽之御仕法建氣付書差出ス、

同 三月五日江戸行、
同 十二月十四日亡命、

五年壬子

歸邸、 四月十日江戸へ歸邸、 五月十二日歸國、

(吉田家及毛利家の公文書には十二月九日となつて居る)
十二月八日家人被召放、

嘉永戊申

十月四日、明倫官御再興ニ付氣付書差出、別冊アリ、

(東京市吉田茂子氏藏 校合済)

(二)吉田寅次郎下田一件 (宮部鼎藏作)

(作製年代不明)

節翁曰レ余曰、卿謂_ミ吉田若被_レ刑、則吾欲_ニ為_レ之立_レ傳、於_レ是使_ニ宮部略書_ニ其事、如_ニ近況_一則此書亦為_ニ古紙_一耳、
使_ニ僕贈_レ之、一笑々々、玄瑞拜、 (以上久坂自筆)

(以下宮部鼎藏筆) 吉田矩方 字義卿通稱

嘉永甲寅

○三月五日、携_ニ澁木松太郎_一出_ニ鳥山新三郎_一 名賴字子恭 家_ニ南遊、先_レ是吉田語_レ人曰、方今志士ノ為_ニヘキ_一三策アリ、孰

カ是ヲ行者アルヤト、常_ニ慷慨扼腕ス、

○三月廿六日ノ夜、豆州下田港ニテ小舟ニ乗り、先岸近キ異船ニ近ク、異人バツテイラ数隻ニテ是ヲ圍_ミ、事故ヲ恠

問様子ナレ_レ情意不_レ通、依テ歸路ヲ問シニ異人誤テ彼理カ本船ヲ指示ス、依テ本船ニ乗付小舟ヲ (船カ) 繫_キ強テ

(船カ) 楷ヲ登リ情意ヲ述シニ、彼是ヲガエンセス、シバ々々問答スル中ニ小舟纜解テ流去テ不_レ在、故ニ異人バツテイラニ

乗セシメ柿崎村ノ濱ニ送り來ル、吉田其不_レ可_レ免ヲ知り、名主某カ家ニ行テ下田役所へ申出ヘキ旨申付ル、 (廿七日は誤

さらん、廿八日以後の事である)
ヨリ下田ノ獄ニ囚ラル、

○四月十五日、吉田澁木護送セラレテ江戸へ着、直ニ傳馬町ノ獄ニ繋ガル、 吉田ハ揚リ屋
澁木ハ百姓衆

○同月十八日、於_ニ北町奉行所_一下吟味有_レ之、

○同月廿一日、於_ニ同所_一本吟味有_レ之、井戸對馬守ノ直問ナリ、

○同月廿四日、於_ニ同所_一下考證有_レ之、

(東京市榊取三郎氏藏 校合済)

(三)高杉晋作筆松陰年譜草稿

(題名は編者の附けたもの
である、作製年代不明)

嘉永元年戊申、 (實は十九、以下皆誤) 先生十八歳、我 公再興學校、先生以_レ在_ニ于兵家員_一、上_ニ疏數百言_一、言々切實、頗驚_ニ時吏之眼_一、

己酉歳 先生十九歳、春三月先生蒙_ニ公命_一、著_ニ水陸戰略_一、七月、先生與_ニ飯田猪之助・李茂政之助_一、同巡_ニ廻西郡

海岸、閱_ニ砲臺之地形_一、

庚戌歳 先生二十歳 八月遊_ニ歴九州_一、先到_ニ于崎陽_一、介譯人某、入_ニ于唐館蘭館_一、探_ニ索外國事情_一、又到_ニ于平戸_一、

從山鹿萬介・葉山鑑軒兩師、質山鹿兵、又讀聖武記・阿芙蓉堂問・海國必讀書等之書、怒外夷之心益盛也、有日誌曰西遊日記、紀熊本・佐賀・嶋原・大村等之風俗地勢頗密、而此行先生以訪平戶山鹿萬介為主、故留于平戶二十餘日

辛亥歲

先生二十一歲 二月、我公使下諸臣論養人才之策、先生亦獻數言于朝、春三月、我公參府、先生從

行相參政中谷市左衛門遊東武、五月先生在東武櫻邸、朝暮勉強馳馬擊劍、出入於山鹿・鳥山兩師門、後遂

得佐久間象山先生、十二月十四日先生亡命、初先生與肥後宮部鼎藏・奧人江幅五藏・約奧羽行、二人以十二月

十五日義士遂事之日欲發程、而藩邸過書之論起、先生慷慨激憤不能自遣、同藩友人來原良藏曰、勿憂吾論

諸大夫、子以必行定志、先生乃謂三子曰、決無不可行之理、先生心窃誓曰、官若不允吾必亡命矣、人必

曰長藩人愛柔不斷、余若食言負約、是辱國家也、亡命者雖如負國家、其罪止一身、比之辱國家得失上何

如歟、既而良藏謂之大夫、々々曰、且與參政議之、參政曰無過書而越境、万一有事不得確乎稱長藩士、

此事縱令雖有故事、非公裁決不可擅斷、而大夫亦無確論、於是先生曰、余乃行所誓矣、遂留一詩發

櫻邸、詩曰

一別如胡越、再逢已無期、舉頭觀宇宙、大道到處隨、明月無古今、白日同華夷、高與景行、仰行

豈復(以下缺)

(以下別紙、内容は前と重複)

此行先生以平戶爲主故拔書、是知先生大志之統、清水氏後大與事、故先提焉、八月發程、十一月歸國、

嘉永三年庚戌 先生歲二十、有九州行、此行以訪平戶山鹿萬介爲主、故留于平戶二十餘日、

平戶有葉山鑑軒者、亦能山鹿兵、先生從之最得山鹿兵術、有與鑑軒先生詩文兩

三首、又於平戶讀聖武記・阿芙蓉堂問・海國必讀書其外時陽新度書、益知外國之事、

到長崎、訪譯官某、遂介其人、到唐館開館、又乘唐船泊船、頗

到貴邸、訪清水新三郎、論長防兩國富強之策、清水氏此時時、

記熊本・佐賀・嶋原・大村等之地形風俗稍密、於肥後、始知宮部鼎藏、於肥後、有新子清正

先生此行客裡纒百二十五日、八月廿五日發程、十二月廿九日歸國、其所讀之書亦多、有日誌曰西遊日記、事甚

詳也、(以下別紙、内容は前と重複)

從二月至十二月、事先備、嘉永四年辛亥 先生歲二十一、從熊藩遊學東武、三月五日發程、四月五日抵東邸、此行先

生初遊東武之時、其所記亦非文士輩記行之比也、此行先生實隨中谷市左衛門而行、於是先生初得

友、有日誌曰東遊日記、

同年 二月、我公命武文師、使論於諸臣武文稽古萬世不朽之策、先生有上疏數百言、頗中

時弊、

先生抵東武、居櫻邸、朝擊劍馳馬、晝到良齋・茶溪兩先生、後遂得佐久間象山先生、又到山鹿

素水先生、先生此時親友肥、又到鳥山先生、江幡井上・來原皆先生此時友也、

年譜草稿

三月五日發程、四月五日抵邸、二月、五月、五月ヨリ十

二月迄之日
記アリ事稍
密
十二月
此行五藏
欲祖宗之
逸事也

十二月十四日、先生亡命櫻田邸、初先生與肥後宮部鼎藏・奥人安藝五藏約三東遊、二人以本月十五日赤城義士遂事之日欲發程、而前數日藩邸過書之論起、先生少遲疑、同藩來原良藏曰、勿憂吾論諸大夫、子以必行定志、先生乃謂三子曰、決無不可行之理、先生心窃誓曰、官若不允吾必亡命矣、人必曰長州人優柔不斷、余若食言負約則是辱國家也、亡命者雖如負國家、其罪止一身、比之辱國家得失何如歟、既而良藏謂三之大夫、々々曰、且與參政議、參政曰、無過書而起境、万一有事不得確乎稱松平大膳大夫臣矣、此事縱令雖有千百故事、非仰公裁決不可擅斷、而大夫亦無確論、於是先生憤然曰、余行所自誓、則非不願負國家、然丈夫之一諾係國家之榮辱、豈以一身之故區々遲疑之也、遂留三詩發東邸、其詩云、
一別如胡越、再逢已無期、舉頭觀宇宙、大道到處隨、明月無今古、白日同華夷、(山股カ)
行、仰行豈復疑、不忠不孝事、誰肯習之、(菅井カ)一諾不可忽、流落何足辭、縱為一時負、報國尙堪

(以下別紙)

安政五年戊午

先生歲廿九

九月廿八日、先生書呈大原三位、時勢論附呈輕卒 伊藤傳之助袖行此策則先生欲請大原公下向舉勤王之兵、文錄別稿、

九月廿七日、先生作時勢論、竊投禁垣、附別錄、

七月十三日、先生有議三大義一作、

七月十六日、先生作時義略論、第一段幕府タルヲ明ス、第二段幕府謀争スルヲ論、第三段今上皇帝醜虜ヲ憤ラセ玉フヲ論シ、遂ニ全篇ノ總收トス、

* (この事松陰の陳述と相違して居る、第四卷留魂録參照)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

(四) 杉民治筆年譜草稿第一

(題名は編者の附けたものである、作製年代不明なるも現存のもの三種の内最初の作ならん)

文政十三寅 八月四日生、虎之助ト名ク、

天保五甲午 月、吉田大助病中飯養子ノ儀願出、

同六乙未 四月三日大助卒、六月廿日如願家督被三仰出御奉書有之大次郎ト改名、

同十一庚子初 上覽、於御對面之間武教全書戰法篇首ノ段ヲ講釈ス、文學ノ引立ハ何某イタシ候ヤト 御噂被レ遊、左右玉木文之進取立候由申上ルノ由、

同十五甲辰 上覽ノ節 御好ニテ孫子ヲ講ス、年並ニテハ類モ少キ候由ニテ七書直解ヲ拜領ス、御意書有レ之、孫

子直解ノ尾ニ寅次郎文有レ之、

嘉永二己酉 六月四日 上覽、(於院カ)ニ御書院ニ武教全書用士篇ヲ講ス、講案有レ之、

嘉永二己酉 十月於三羽賀臺二門弟中操練ス、當日ノ式等書留有之、大將益田越中、

同三庚戌 八月廿日 上覽、於三御書院二武教全書主城篇、籠城ノ大將心定ノ首一条ヲ講ス、講義有之、頗ル上

意ヲ動シ、儒者ノ講釈ヨリハ余程難レ有^(不脱カ)、兵書ハ不^(不脱カ)可^(不脱カ)レ學ト 仰有之由ニテ、御兼流被^{(公モト多田藤}

御皆傳被^{(五郎御流義}為^レ濟、拜領物等例之通^ニ、孫子御會被^レ為^レ始、御小姓等モ一同罷出一應寅次郎講釈仕、其跡 御議論

有^レ之、公ノ英邁御志氣ノ凜然ト被^レ為^レ在候処、御議論ノ間ニテ親ク奉^レ候由、毎々寅次郎申ス、

同四辛亥 江戸遊學被^レ差免、三月御供ニテ中谷翁へ從行ス、

同年 奥羽行被^レ差免、過書ノ事ニヨリ 十二月十四日江戸邸亡命、

同五壬子 四月江戸邸へ歸リ書ヲ上リ罪ヲ待ツ、五月十二日萩着、^(公文書には十二月九日とある)十二月八日御家人被^レ召放ニ断罪ノ書有^レ之、

大ノ字用捨有^レ之松次郎ト改ム、有^レ間松ノ字モ用捨有^レ之寅次郎ト改ム、

弘化三丙午 三月、山田亦介ヨリ兵要錄許可ヲ受ク、山田宇右衛門ハ幼少ノ片ヨリ流義見合ニテ専ラ引立ラル、右

亦介へノ入門モ宇右衛門氣付、且同人ノ氣付ニテ佐藤寛作へモ從ヒ、兵要錄ヲ受ク、其後飯田猪之助へモ彼是指南
ヲ受タル由、

此の兵要錄は或は山田亦介より受けたるの意味かもしれぬ、何となれば山田より受けたる兵要錄は清水赤城より家傳のもので、その家傳者であるに拘らずこの事を記さないで、却つて重大でない所に記してあるからである、尚ほ山田の方は立派な證據資料があるが、佐藤の方はこの外に資料がない

杉民治筆松陰年譜草稿第二

(題名は編者の附けたものである、年代不明なるも第一の次ならん、吉田康三氏の加筆は省く)

二十一回猛士説アリ、刊行照顔録ニ附ス

吉田矩方字義卿、號三松陰、又號三十一回猛士、初稱虎之助、又稱三寅次郎、後稱三寅次郎、

一文政十三年庚寅 八月四日生、虎之助ト名ク、杉百合之助常道次男ナリ、

一天保六年乙未 四月三日、叔父吉田大助賢良卒、是ヨリ先キ虎之助ト大助病中飯養子タリ、六月廿日如^レ願家

督ヲ許可ス、而シテ杉家同居、吉田家世兵學師範ヲ業トス、

一同年 大次郎ト改ム、

一同九年戊戌 初テ上下着用、

一同年 ヨリ明倫館出勤、藩ノ制武藝師ヲ明倫官出勤セシム、幼少中ハ功者ノ門弟ヲシテ教授ノ業ヲ攝セシム、

今年ヨリ出勤スルモ功者ノ門弟数名後見ス、

一同十一年庚子 依^レ例文学講釈上聽、諸武藝上覽、御對面之間ニテ^{(御城ノ}武教全書中戰法篇首ヲ講ス、講終リテ

公侍臣ニ、大次郎ヲ兼テ文學ハ何某教導スルヤト問ヒ玉フ、左右玉木文之進ト答フ、文之進ハ百合之助・大助ノ弟

ニテ大次郎ニ於テハ叔父也、

一實父百合之助農桑ヲ業トシ、吠畝之中ニテ二児ニ^{(梅太郎}經籍ヲ教授シ、且馬ヲモ畜ヒ、炎天ニ二児ヲ率ヒ、山ニ登

リ草ヲ刈、霜朝ニ薪ヲ採リ抔シテ筋骨ヲモ勞シタリ、大次郎馬術ハ波多野源左衛門ニ入門シ學ヒタリ、然ルニ十四年癸卯、藩政更張隱逸ノ士ヲ擧ク、因テ九月、百合之助官ニ就、農事モ思フ儘手届キ兼、翌年甲辰馬ヲモ手放シテ大次郎實馬ノ稽古モ廢ス、
(上欄外常ニ書ヲ携テ、或ハ畠畔ニ踞シ、或ハ春場ニ從テ習讀ス、)

一十五年甲辰 依例文学武藝上聽上覽アリ、特命ニテ孫子ヲ講釈ス、公七書直解一部ヲ賜ヒテ褒賞ス、
(上欄外) 焚余ノ跋

一弘化ノ初年比 山田宇右衛門^{治心氣齋}新ニ江戸ヨリ歸リ、今ノ世ニ方リ區々經傳ノ細註ヲ陋讀センヨリハ坤輿圖識等ノ書ヲ讀、万国ノ形勢夷狄ノ情狀ヲ知ルヲ実學也ト語レリ、是ヨリ外夷ヲ憂ルヲ以テ念トス、先叢中ニテモ深ク此翁ニ敬服シ、終身先生ヲ以テ呼ヒタリ、

一弘化三年丙午 山田亦介ヨリ長沼流兵學ノ許可ヲ受ク、吉田氏ノ家傳ハ山鹿流ナリ、長沼流ヲ兼流スル亦治心氣齋翁ノ説ニ出タリ、

一嘉永元年 明倫館御再興ニ付氣付書ヲ出ス、

一二年己酉 新館落成、兵學寮掟書并門弟等級之次第ヲ定ム、又讀ニ武教全書二等ノ文アリ、

一同年 外寇御手當方へ出ス氣付書アリ、

一同年 羽賀臺ニテ門弟中ヲ率ヒテ私ニ操習ス、益田越中大將タリ、操習筈蹄・操習之次第等ノ書アリ、

一同年 御手當御内用掛リヲ命セラル、且北浦海岸巡廻ヲ命セラル、回浦日記アリ、

一三年庚戌 八月依例上聽上覽アリテ、八月某日、御城御書院ニテ武教全書守城篇首ヲ講シ、籠城ノ大將心定ヲ切實ニ説ク、講義アリ、公侍臣ニ謂テ曰、儒者ノ講釈ヨリハ頗ル難レ有レ也、兵書ハ不レ可レ不レ學ト、公他日御兼

流ノ意是ニ決スト云フ、

一同年 八月廿五日出足、鎮西ニ遊フ、主トシテ平戸葉山鎧軒ヲ訪ヒ、其他処々遊歴、十二月廿九日歸ル、西遊

日記アリ、

一四年辛亥 正月 公山鹿流兵學御兼流アリ、初公ノ兵學北條流ナリ、

一同年 三月江戸へ遊フ、中谷忠兵衛^{行相府}同行公駕ニ陪ス、東遊日記アリ、

一江戸滞留中、佐久間象山ニ業ヲ受ケ、儒學ニ安積良齋、劍術平岡彌三兵衛へモ入門ス、

一同年 六月十二日相模國海岸ヲ巡視ス、廿二日江戸ニ歸ル、日記アリ後失フ、

一同年 水戸・仙臺・會津・米沢辺遊學ノ願出許可ヲ得、公御早下リ、御留守ニ至リ出足、差向過書ノ願出タル

ニ御留守ニテ過書ヲ出シタル例ナク、御國乞合ノ上ナラテハ不レ捌、出足延引スヘシトノ、然ルニ十二月十四日稽古切手ニテ御屋敷御門ヲ出直様遊歴ス、東北遊日記アリ、刊行ス、

一同五年壬子 四月江戸へ歸リ、最前出足之次第、尙御國法相立候様身柄御咎被ニ仰付ニ度云々書面ヲ出ス、道中平躰ニテ御國被ニ差下、五月廿五日萩着、謹慎罷在候處、
(公文書には十二月九日とある)十二月八日御家人被ニ召放ニ實父百合之助厄害ニ致シ置、

又百合之助ヨリ遊學ノ願出レハ免サルヘキ内諭アリテ、十ヶ年間諸國遊學願出許可アリ、

- 一大ノ字用捨アリ、(松次郎の誤ならん)寅次郎ト改ム、
- 一同六年癸丑 正月廿五日出足、大和國邊滯留、谷昇平・森田謙藏等ヲ訪ヒ、文章ヲ学ヒ、夫ヨリ江戸ヘ下ル、六月亞墨利加船浦賀ニ來ル、直ニ彼地ニ至リ形勢一見江戸ヘ歸リ、將及私言・急務條議・必勝策等ヲ上ル、
- 一同年 九月十八日江戸出足、志スコアリ長崎ヘ下リ、志ヲ得スシテ空シク歸リ掛ケ、十一月御國立寄り數日滯留ス、其志ハ毫モ不レ洩、治心氣齋先生ヘハ或ハ語リタルコモアルベシ、夫ヨリ直様肥後宮部鼎藏等同行又江戸ヘ行、
- 一嘉永七年甲寅 春江戸ニテ東西奔走周旋シ、遂ニ墨夷行ヲ思ヒ立、其事不レ成、幕府御吟味書并断罪書・幽囚録刊行ス・回顧録等アリ、断罪書左ノ通ニ、
- 一同年 十月萩被ニ差下、内諭アリテ野山屋敷借牢申出入牢ス、江戸獄記・野山獄文稿アリ、
- 一安政二年乙卯 十二月家ニ歸リ病氣保養可レ仕旨恩命アリテ家ニ歸ル、他人相對被ニ差留、
- 一同五年戊午 門弟相對被ニ差免、(上欄外)國相ノ書
- 一同年 十二月内諭アリテ野山屋敷借牢願出、嚴囚紀事・投獄紀事アリ、臨レ發小田村伊之助ヘ遺ス書左ニ記ス、
- 一同六年己未 (上欄外)五月廿五日ノ御達シ五月江戸連出ヲ命セラル、縛吾集・涙松集アリ、刊行ス、
- 一同年 十月廿七日江戸ニテ死罪ニ處セラル、幕府断罪書アリ、留魂録アリ、刊行ス、飯田正伯書翰節略 幕府断罪書

一万延元申 父百合之助ヘ瀋命左ノ通、
一文久二年戊戌 同人同断、
一文久三年癸亥 瀋命左之通、 著述書目

松陰著述書目

- 未焚稿四卷 未忍焚稿一卷 兩稿五卷皆幼時詩文故紙断簡不レ足レ觀也
- 上書三卷合本 舊鈔二卷
- 回浦紀略一卷 合本 東北遊日記二冊刊行
- 東遊日記一卷 合本 宋元明鑑紀奉使抄一卷 刊行
- 幽囚録一卷 刊行 野山文稿一卷
- 講孟割記六卷 刊行 武教全書講錄一卷 刊行
- 孫子評註二冊 刊行 讀餘雜鈔十卷
- 野山雜著四種一卷 内儒稗話一卷刊行 松陰詩稿一卷
- 二十一回叢書七卷 登波一件二卷
- 討賊始末一卷 吉田語略一卷 鴻鶴志一卷 刊行
- 照顔録一卷 合本 刊行 涙松集一卷 刊行
- 坐獄日録一卷 合本 刊行
- 年譜草稿 縛吾集一卷 刊行
- 西遊日記一卷
- 屏居讀書抄一卷
- 回顧録一卷
- 清國咸豐乱記一卷
- 叢棘隨筆一卷
- 賞月雅草一卷
- 幽室文稿 丙辰一卷丁巳二卷戊午三卷 刊行
- 外史彙材一卷
- 外蕃通略一卷 刊行
- 縛吾集一卷 刊行

己未文稿二卷

雜集二卷

留魂錄 刊行

二十一回叢書七種之外壹卷

明倫鈔(上欄外)

杉民治筆松陰年譜草稿第三

(題名は編者の附けたものである、年代不明なるも三種中最後のものにして明治四十年前後ならんか)

吉田寅次郎矩方、字義卿、號松陰、又號三十一回猛士、初通稱虎之助、後大次郎ト改メ、又寅次郎ト改ム、

二十一回猛士說アリ、

一文政十三年庚寅 八月四日生ル、虎之助ト名ツク、

一天保六年乙未 四月三日、叔父吉田大助卒、是ヨリ先キ虎之助ト大助病中仮養子タリ、六月廿日如レ願家督被ニ

仰出ニ〇大次郎ト改ム、

御奉書アリ、

一同九年戊戌 正月上下着初、

一同年(文) 〇月明倫館出勤、是ヨリ先キ見習ノ為メ稽古場へ出ル、

一同十一年庚子 初 上覽、御對面ノ間ニテ武教全書戰法篇ニ戰ヲ講釈ス、講終リテ 公文學ハ何某教導スルヤト

問ヒ玉フ、左右玉木文之進ト答ヘタル由、

一同十五年甲辰 實馬ノ稽古ヲ廢ス、是迄家翁專ラ田畠山野ニカヲ致シ、馬モ畜ヒ、松陰モ炎天ニ田床山ニ登リ草ヲ刈、身ヲ習シ、實馬ハ波多野源左衛門へ入門シテ學ヒシニ、去年秋家翁就レ官、馬ヲ放チ實馬モ廢ス、

一同年 上覽之節左ノ如シ、

吉田大次郎

右御好ニテ孫子虛實之篇之内講釈被ニ仰付ニ候事

一七書直解

吉田大次郎

右此度兵書講釈被レ遊ニ 上聽ニ且 御好ニテ講釈ヲモ仕年並ニテハ類モ少ク兼テ業筋令ニ出精ニ候由被ニ 聞召上ニ神妙ニ被ニ 思召ニ候依レ之各別之筋ヲ以右之通於ニ于時ニ拜領被ニ仰付ニ候猶不レ忘出精可レ仕候事

右直解火災ニ掛ル、焚餘ノ一冊ニ書スル文アリ、

一弘化ノ初比 山田宇右衛門江戸ヨリ歸リ、坤輿圖識トイフ書アリ、方今區々トシテ經傳ノ細註杯陋讀センヨリハ

万國ノ形勢夷狄ノ情實ヲ知ルヲ急務也ト語ケ、レハ、夫ヨリ外夷ヲ憂ル以テ終身ノ憂トス、先輩中ニテモ尤モ山田

ヲ推尊シタルナリ、

一弘化三丙午 山田亦介ヨリ長沼流兵學ノ免許ク受ク、亦宇右衛門ノ説ナリ、

一嘉永元年戊申 明倫官御再興ニ付氣付書差出ス、

扣アリ、

- 一同二己酉年 新館成就、兵学場掟書并門弟等級之次第ヲ定ム、
扣アリ、讀ニ武教全書二篇、五層陣法説附見スヘシ、
- 一同年 御手當御内用掛リ被ニ仰渡、
同所へ差出ス氣附書扣アリ、
- 一同年 同断ニ付北浦回浦被ニ仰付ニ候
回浦日記アリ、
- 一同年 羽賀臺ニテ門弟中操練ス、
次第書アリ、操習答蹄アリ、同總論アリ、
- 一同三年庚戌 上覽、武教全書守城篇首ヲ講釈ス、終リテ 公左右ニ向テ儒者ノ講釈ヨリハ余程難レ有モノ、兵書
ハ不レ可レ不レ學也ト 御噂被レ遊候由、明春 御兼流ノコモ是ニヨルナルヘシ、
講按アリ、
- 一同年 八月廿五日ヨリ出足、肥前國平戸葉山鎧軒ヲ差シ遊學ス、 十二月廿九日歸ル、此行遊學ノ初ナリ、是迄
ハ玉木翁ノ引立ナリ、玉木杉兩家間ニ寄寓セリ、
西遊日記アリ、
- 一同四年 正月 御兼流左ノ如シ、

正月十四日御政務坐ヨリ明朝飯後御用所へ呼出ノコ申來ル十五日御用所ニテ益田七内殿當役ナリ被ニ仰渡ニ候ハ
吉田大次郎

右流儀之軍法 御兼流被レ遊候ニ付今日御傳授申上候様被ニ仰付ニ候事
御傳授ノ次第不分明
翌日記(録カ)所ニテ志道安房御手廻頭カ披露ハ
一御紋御上一具
一銀子拾枚

吉田大次郎

右流儀之軍法 御兼流御皆傳相濟候付被レ成ニ御祝ニ右之通拜領被ニ仰付ニ候事
一同年 軍学為ニ稽古ニ江戸被ニ差登、中谷忠兵衛江戸方同道、(三)二月五日出足、尤 御供ナリ
東遊日記アリ
一同年 六月三日

吉田大次郎

右此度軍学為ニ稽古被ニ差登ニ候然旭浦賀表之儀ハ夷船渡來要衝之地之儀兼テ承リ及候ニ付彼地之形勢等一見仕置候
ハ、右稽古之一助ニモ相成可レ申ニ付出足當日ヨリ往來十五日之御暇被ニ差免下ニ候様御断之趣如レ願被レ遂ニ御許容ニ

候事

日記アリ紛失

一同年 七月廿三日

吉田大次郎

右軍学為_二稽古_一爰許被_二差登_一居候処水戸・仙臺・米沢・會津等文武盛之由承及候ニ付自カラ以彼辺遊歴仕軍学功者之仁相尋且國風等ヲモ致_二一覽_一候ハ、流儀修練之一助ト相成可_レ申ニ付當秋來春之間出足月ヨリ往十ヶ月之御暇被_二差免_一被_レ下候様御断之趣如_レ願被_レ遂_二御許容_一候事

一同年 御早下リ御留守ニ相成出足差向過書之申出仕候御留守方ニテ過書差出候例無_レ之御國乞合ノ上ナラテハ捌ケス出足見合候様授有_レ之候処 十二月十四日稽古切手ニテ御屋敷御門罷出直様遊歴ス

東北遊日記アリ

一同五年壬子

四月江戸迄歸委細書面差出候処道中平躰ニテ御國被_二差下_一相愼居候処

(公文書には十一月九日とある) 十二月八日左之通

吉田大次郎

右軍学為_二稽古_一江戸被_二差登_一居候処去亥十二月十四日稽古切手ヲ以御門外罷出及_レ暮候テモ歸不_レ申候ニ付揚切手ニ相成候尤固屋内其外只今迄掛リ合無_レ之段支配證人役ヨリ申出候由同十五日御目付方ヨリ申出有_レ之猶居合之親類見玉初之進ヨリモ右ニ付心當リ之先々相尋候ヘ_レ一向行衛相分リ不_レ申候由同日申出候且又大次郎軍学為_二稽古_一水

戸・仙臺・米沢辺へ罷越度段御在府中御願申出被_レ遂_二御許容_一候ニ付先達テ出足之段申出候御詮議之趣有_レ之當分出足見合候様御授相成居候由ニ候へ共唯一途ニ彼地_レ修行之志深く前後無_レ弁稽古場_レ直様罷越候哉ニ被_二相考_一候付彌以相尋候へ共今以行衛相知不_レ申候段不_レ通者_レ申越候乍_二此上_一居所相知候ハ、早速趣可_レ申上ニ由_二於_一爰元ニ當正月廿九日親類児玉太兵衛・久保清太郎_レ申出候

一大次郎事當四月十日江戸御屋敷罷歸ニ_レ申出候趣_レ私儀先般奥州邊修行之儀被_レ遂_二御許容_一候然_レ細川越中守様御家來官部鼎藏_レと申者彼_レ辺同道仕度去十二月十五日江戸出足可_レ仕段手堅内約束仕置候付右日限前廉過書之儀申出仕候處早速御下渡可_レ相成_二御物振_一ニ相見不_レ申處より風と存付過書之儀_レ諸所御関所等差障無_レ之様ニ_レ為_二て畢竟一身に當り候事故自身他國にて武道取失恥辱を取候事_レへ無_レ之候へ_レ仮令過書無_レ之共御國を辱候儀有_レ之間敷他國人に違約仕候るハ差當御國武士之信義を失ひ面目無_レ之事と一途_二存詰_一同十四日稽古切手ニ_レ御門外罷出直様出足仕候然_レ其後熟々思案仕候へ_レ御家來として浪人同様過書をも所持不_レ仕且御門出入之儀ニ付_レ御作法も有_レ之儀を容易ニ相心得欠落同様卒爾之致方仕候段美以奉_二恐入_一今更前非難_二悔返_一御了簡之御款可_レ申上_二品も無_一御座_二次第奉_レ存候縮ル_レ私儀身柄い_レ躰之御答被_二仰付_一候共御國法相立候様無_レ之_レハ不_二相濟_一事と心付修行中何共安心仕兼御暇日限半途之儀ニ_レ御座候へ共早々御屋敷罷歸候儀ニ御座候由

一右ニ付大次郎事當四月十八日江戸出足道中平躰ニテ御中間之者兩人付添御國被_二差下_一親類児玉太兵衛・久保清太郎_レ引渡候様被_二仰付_一候處五月十二日致_二歸着_一相愼罷居候由親類同人_レ申出候

右奥州邊修行御暇被_レ遂_ニ御許容_一候共出足見合候様授有_レ之候ニ付何分之御沙汰を可_ニ相待_一管之處無_ニ其儀_一猥_ニ他國
 出行之上數月徘徊せしめ御条目之旨ニ相背殊_ニ肝要過書之儀を於_ニ于下_一容易_ニ令_ニ掠_一了_ニ且御門出入之御法乍_レ存相
 背刺最前出足延引仕候る_ニ他國人_一に及_ニ違約_一信義を失面目無_レ之事と存詰候由申出といへとも前段の廉々 上を不
 憚却る他國人の信義を立候心底本末顛倒之儀其筋不_ニ相立_一重疊不届至極不_レ謂事候依_レ之重キ被_ニ仰付_一方も有_レ之儀
 ニ候へ共前非を悔立帰り且宮部鼎藏_ノ内々断之趣も有_レ之御不審之筋無_レ之ニ付格別之御了簡を以御家人被_ニ召放_一候
 事

右可_レ被_ニ申渡_一

屏居讀書抄一冊アリ

一御家人被_ニ召放_一候付実父杉百合之助相育候段申出御聞届相成候

一來丑年_ノ十ヶ年他國修行之儀育主_ノ内願申出候処表方願出候ハ、被_ニ差免_一ニ_ル可_レ有_レ之段御刎紙相成候事引續本願
 差出被_ニ差許_一候

一大之字用捨有_レ之松次郎改_メ無_レ間松の字も同断_ニ付寅次郎と改む
(松次郎改_メ無_レ間松の字も同断_ニ付寅次郎と改む)

一同六年癸丑 正月廿五日萩出足先江戸を差し出懸ケ 大和邊ニ_ル谷昇平・森田謙藏等を訪ヒ只様滞留夫_ノ江戸_ノ下
(谷昇平・森田謙藏等より正月廿六日なること確である)

り居候内 六月アメリカ船四艘浦賀_ニ來り候付直様彼地罷越現場之様子見受江戸_ニ帰り上書等仕候

將及私言・急務條議アリ

一同年 有_レ所_レ志九月十八日江戸出足長崎_ニ下り候へ共志を不_レ得_レ遂して帰り懸ケ數日滞留致し候へ共右之志_一

向咄し不_レ申跡_ノ肥後熊本藩宮部鼎藏其外参り同道江戸罷越候御國_一山田宇右衛門_ニ與_レ候詩
(原本空白數行)

一同七年甲寅 春江戸ニ_ル種々周旋いたし遂_ニアメリカ行の企いたし亦不_レ得_レ志候

幕府御吟味書留并御沙汰面アリ

回顧録アリ

一同年 十月御國被_ニ差下_一候処内移有_レ之直様野山屋敷借牢被_ニ仰付_一候事

一安政二年乙卯 十二月十五日

杉百合之助次男ニ_ル厄害致し置候浪人

吉田寅次郎

右 公儀御制禁を犯し候ニ付父百合之助_ニ御引渡_ニ在所_一蟄居被_ニ仰付_一候段御沙汰相成百合之助_ノ借牢之儀願出
 被_ニ差免_一候処寅次郎事氣分相之由相聞候ニ付百合之助手前_ニ引取令_ニ保養_一候様尤從_ニ公儀_一御引渡之身柄_ニ付随分
 念を入蟄居申付他人相對被_ニ差留_一候事

野山獄文稿アリ

一安政三年

丙辰文稿アリ

一同四年

丁巳文稿アリ

一同五年

戊午文稿アリ

一同年 六月

殿様御噂被遊上書等差出不レ苦旨彈正殿江戸當役周布政之助を以務座親類内移有レ之候

奉國相益君ニ書アリ

一同年 七月左之通

杉百合之助

右育吉田寅次郎事 公儀御引渡之身柄ニ付随分念を入整居申付他人相對被差留ニ猶於親類も氣を付候様被ニ仰
付置候処此度山鹿流軍学見合中願之趣有レ之傳授以上出精之相弟斗騒々敷無レ之様相對被差免候其
余之儀是迄之通相心得念を入候様被ニ仰付候事

一同年 十二月五日

杉百合之助

右育吉田寅次郎事先年從ニ 公儀御咎之趣有レ之百合之助御引渡被ニ仰付依願入牢被ニ仰付置其後追々御宥免之
筋有レ之候処御聞込之趣有レ之最前之通借牢借牢之儀願出候様内移被ニ仰付候事

嚴囚紀事 投獄紀事アリ

一安政六年己未 五月廿四日左之通

杉百合之助

右其方育吉田寅次郎事去ル寅年御咎之趣有レ之 公儀其方御引渡相成整居被ニ仰付置候處此度於ニ 公儀御吟
味筋有レ之候ニ付江戸表早々連出相成候様ニと町御奉行所御達有レ之候ニ付寅次郎事江戸被差登候条右身柄今
晚中守護之面々引渡可レ申候事

一翌廿五日於野山屋敷ニ引渡連登相成候事

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟堂)

關係詩文

解題并凡例

一、「關係詩文」は、松陰の生存中、直接に知友門人等が贈つた詩歌文と、殉難後に追悼追懷の情を寄せた詩歌の類を集めて一書と成したのである、恐らく、この種の資料はなほ少からず存することであらうが、今は吾人の及ぶ限りの努力を以てしたもので、満足しなくてはならない、

一、本書の標題は多く編者がつけた、目錄中括弧してあるのは、それを表はす、排列は概ね年代順によつた、

(委員 玖村敏雄)

關係詩文目次

(頼龍三郎所贈) 嘉永二年七月十八日……………	五九七	(鈴木高柄より贈る) 安政元年……………	六〇三
(村田清風所贈) 嘉永四年二月……………	五九七	(讀三幽囚錄) 安政二年頃 葉山佐内……………	六〇四
(山鹿素水所贈) 嘉永四年秋……………	五九七	(葉山佐内所贈) 年代不明……………	六〇四
(葉山佐内文) 嘉永四年十月十一日……………	五九八	(林道一所題、子路像贊) 安政二年五月三十日……………	六〇五
(横井小楠所贈) 嘉永四年(カ)……………	六〇〇	(林道一所贈) 安政二年(カ)……………	六〇五
(江幡五郎所贈) 嘉永四年(カ)……………	六〇〇	(吉村行昭所贈) 安政三年八月……………	六〇六
(櫻任藏より贈る) 嘉永五年正月……………	六〇一	(上益田國相書) 安政五年正月十三日 久坂玄瑞……………	六〇六
(井深光徳より贈る) 嘉永五年(カ)……………	六〇一	寄三義卿一安政五年六月(カ) 口羽通琦……………	六〇八
(森田節齋所示) 嘉永六年三月……………	六〇二	(栗濱應接外四首) 安政五・六年(カ) 無記名氏……………	六〇八
(佐久間象山所贈) 嘉永六年九月……………	六〇三	(俊賢より贈る) 安政六年(カ)……………	六〇九
(梁川星巖所贈) 嘉永六年十二月……………	六〇三	(爲伸より贈る) 安政六年(カ)……………	六〇九
(森田節齋所贈) 嘉永六年或安政元年……………	六〇三	(門人詩歌) 安政六年春……………	六〇九
(僧月性所贈) 安政元年……………	六〇三	寄三懷回先生一安政六年夏 久坂玄瑞……………	六一一

(長谷川宗右衛門所贈) 安政六年秋冬	六一	(追懷吉田松陰) 年代不明 楫取哲	六八
(橋本左内所贈) 安政六年秋冬	六二	祀三故松陰神牌一辭明治二十年九月十日 默霖	六八
(鮎澤伊太夫所贈) 安政六年秋冬	六二	(追懷) 明治二十一年十一月二十一日 三島毅	六九
(先師小祥日作) 萬延元年十月二十七日 高杉晋作	六三	(歌三首) 明治二十二年二月十一日 毛利元徳	六〇
哭吉田松陰居士 年代不明 楡崎剛十郎	六三	(追懷) 明治二十四年十月 伊藤博文	六〇
悼某生 年代不明 日柳燕石	六三	明治卅一年の春松下村塾にまかりて 山縣有朋	六二
追悼吉田義卿 萬延元年三月以後 日柳燕石	六四	(弔松陰先生墓) 明治三十五年六月五日 杉孫七郎	六二
追懷古人 詩十首 萬延元年十二月晦日 久坂玄瑞	六四	(宿村塾) 明治四十年十一月 野村靖	六二
(歌三首) 文久二年頃 久坂玄瑞	六五	松陰神社蘋蘩餘事(拔萃) 吉田康三編	六三
二十一回猛士傳 慶應二年以後 默霖	六五		
(玉木文之進詩) 明治四年	六六		
村塾發會賦示諸子 明治九年 玉木文之進	六六		
村塾發會奉次玉先生芳韻 同 杉民治	六七		
(久保斷三詩) 明治十一年十月二日	六七		
追懷松陰 明治十六年 三島毅	六七		

賴龍三郎所贈 嘉永二年七月十八日

騷客遙來自秋城、萍蹤相逢共知名、月光清照蓬窓處、半說文章半說兵、

(不明) 波□拜草

赤馬閑遊迨吉田君、同泛舟于硯海、賦以呈、

(寫本東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

村田清風所贈 嘉永四年二月

不達砲技、勿以論兵、不通孫吳、勿以譚砲、 辛亥二月 (清風印章)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

山鹿素水所贈 嘉永四年秋

死常置心、 辛亥初秋應吉田之需、

素水山鹿補書(印章)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

葉山佐內文 嘉永四年十月十一日

乾齋老公耳順祝嘏，恭獻蓬管毫銘并序

夫華封之仲三祝、天保之歌三九如一也、臣庶壽君、莫不祖述焉、而和漢殊俗、古今異宜、則創意隨時、亦何不可也、今茲嘉永四年辛亥純陽月十有一日、定爲吾乾齋老公耳順嶽降之佳辰矣、先期數日、今公請率同族賢老職有司侍御諸臣稱觴上壽、老公曰、去年封內不登、今年霖雨沓至、洋夷猶覘我邊、惟恐士民交艱、國用不給、今也非張譏設饗之日、然祝壽、亦在臣子固不可已者存、則何必諉避之、但其壽寡人者、和歌文詩、或零星薄品而足、勿侑酒食、勿競珍異、且雖微物隻辭、不易得而速、限以周年而可矣、寡人當躬自引見、頒卑薄儀、以相慶也、然寡人宿痾且發且歇、如不能自臨、乃使今侯代、以終禮耳、今公奉教、使人傳旨焉、於是乎臣高行亦得拜其命矣、退而以謂、善哉老公之命也、內體乎諸臣之誠敬、外先乎國家之遠慮、董仲舒曰、有愛則恐懼敬事、恐懼敬事、則必有善功、而福至也、其此之謂與、抑謂歷代君臣、動假神仙荒唐之說、與祥瑞壽張之事、以頌生辰、甚則禍伏惡積、而爲君者不敢知、爲臣者弗敢言、或般樂忘傲、竟馴致禍敗者、迭々有之、故張九齡則上金鏡錄以伸諷諭、常袞則請却諸道侈麗之奉獻、前史以爲誕節之龜鑑、今如我老公、不待輔臣之規、而蚤下明諭、何其卓也、就此一端、亦可見其英明焉、豈復更用歷々敘述之爲、先是長州萩城藩士贈高行、以巨蓬長過一身者、曰、吾藩有嶋、名石見、能出長壽人、又產此巨蓬、人頗珍之、故肩來焉、高行受

而藏之、適值嶽降之佳辰、欲獻之以充壽杖、既而意、老公精究武伎、杖亦備武用、非常杖也、又好文翰、兼長筆灑、乃囑工用巨蓬爲管、精造毛穎、謹撰小銘、每管金泥書之、就下執夏、恭獻左右焉、蓋聞風有采繁采蘋、雅有行葦河酌、微物亦可薦於鬼神、可羞於王公、惟庶幾乎調者之昭此意也、高行無狀承乏、自少時入爲近侍、親忝訓誨、尋蒙拔擢、濫累遷四官、逮今四十年矣、其眷顧之厚、恩波之深、不翅秦斗江海也、則頌禱之、誠有不能已于衷者、伏願既往之迹、又不得不一言叙之、老公夙識高行之愚直、嘗明辱下問、又時參謀機密、是以感激殊遇、凡事係于國家之利病者、知而無不言、時或書疏激切、自犯不測之誅、然而老公含弘包容、每賜采擇焉、因竊謂、其懋德兼聽之美、雖古明辟莫能過也、遂竭盡罷鈍、以到于今日、未得補涓埃、深自惶懼焉、恭惟、今公自以繼述爲任、國事皆取裁焉、明斷即決、無有壅滯矣、頃者以宿痾屢動、事厭稟白、而欲壹吟咏於煙霞風月、以養遐齡焉、其澹泊高尚、亦爲何如哉、嗚呼自古人主雖功烈蓋世、而至於舜倫之道閨門之行、則慙德者亦不少、禍亂亦由此而生焉、吾老公、人無能間然、其事于嚴考靜山公也、孝敬天至、色養之勤、追慕之誠、今猶動人、曩有三姉八弟十二妹、其所處皆無不嚴考之意、今公以長子襲封、兄弟之序、愛敬之道、亦無愧於常棣、此其老公君德之最大者歟、是天錫聰明、文武惟厥攸用、故雖以宿痾夙營菟裘、其裨助今公、教勸股肱者、要惟在其榮等脩長克保無疆焉、則臣等之所以下祝華封一願、天保者、固罔或窮已也已、爰在耳順祝嘏之時、聊儆采繁河酌、恭晉蓬管毫、以表微誠、因舉盛德之一端、謹爲之序、銘辭曰、

石見之嶋、厥人壽兮、爰産三巨蓬、肖三太乙藜、靈莖製管、毛穎應奎、老公揮酒、古訓克稽、晚途歸聖、衛武欲齊、日新懋德、殷湯可梯、皇天眷佑、壽域高躋、

葉山高行拜稿

石見嶋巨蓬、

吉田君義卿所贈、故錄三此稿、以託三兒玉君轉致、併祈三晒政、僕老備病衰交加、萬付三夢寐三了、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

(松陰の平戸に學ぶや、石見嶋の巨蓬身長に及ぶものを長壽の賜兆となし、これを携うて葉山に歸る。葉山これを受けて珍藏し、嘉永四年平戸藤老公の耳順の賀にこれを獻じ、この銘序を作る。その後これを松陰に贈り來つたものである。)

横井小楠所贈 嘉永四年(カ)

進成伸志大經世、退養顏仁渾省志、

存拜尹私

辱三兒玉君見三訪、書以呈三吉田君、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

(横井、名時存、又名存、字子撫)

江幡五郎所贈 嘉永四年(カ)

歸未レ可レ歸行亦艱、傷レ兄憶レ母渡三逢関、春風吹盡無言淚、一路桃花寒食山、
一劍許レ君心未レ酬、風驚三短髮二又殘秋、願留三一點癩餘漆、誓上三仇人血鬪體、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

櫻任藏より贈る 嘉永五年正月 櫻在江戸(カ) 松陰在水戸

春風に浪華比梅の保まろむて千代乃昔比香は匂 常陸之人

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

(説明書に「嘉永五年松陰先生東北遊中水戸ニ於テ櫻任藏ノ贈レルモノ」ニある)

井深光徳より贈る 嘉永五年(カ)

長門萩の人吉田也し比をむとて 井深光徳 (藏人)
紫比ゆりあらねとも比、ふの花故とふ萩の里人 (カ)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

森田節齋所示 嘉永六年三月

泉州途上、似三吉田義卿、
解レ事轎夫故徐歩、徒行憐汝語懇懇、他年須レ記泉州路、輿外輿中共論レ文、

(第七卷東北遊歴日録二月廿三日の詩ニ相似て異なる所あり)

(維新志士正氣集所載寫眞 校合濟藏)

佐久間象山所贈 嘉永六年九月

送義聊

之子有靈骨、久厭^(靈力)整覺群、振衣萬里道、心事未語人、雖則未語人、村度或有因、送行出郭門、孤鶴橫秋旻、環海何茫茫、五洲自成隣、周流究形勢、一見超百聞、知者貴投機、歸來須及辰、不立非常功、身後誰能負、

象山 平大星

(萩市松陰神社藏 校合濟藏)

梁川星巖所贈 嘉永六年十二月

長州吉田寅次郎拉^(之)宮部鼎藏・野口直允見過

悔哉早歲盜虛聲、皓首終無一事成、可羨諸君皆駿足、百千萬里是前程、

(維新志士正氣集所載寫眞 校合濟藏)

森田節齋所贈 嘉永六年或安政元年

寥々門下久無聞、誰攘妖氛立偉勳、獨有於菟膽如斗、單身欲踏五州雲、

寄吉田寅次郎、錄似德田老友、

山外節翁益

(神戸市武岡忠夫氏藏 校合濟藏)

僧月性所贈 安政元年

^(代筆)不下嚴兵備扼要津、夷艦飛來攝海濱、方外未能投筆起、愧佗燕頰虎頭人、

聞魯西亞軍艦入攝海

月性

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

鈴木高輅より贈る 安政元年

吉田先生此心をるるよ思ひや理て
ある人のもとま傳いむつあせしぐる

高輅

天地をせせしと思ふころよはいあよいふせだをまるるらん

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

讀_二幽囚錄_一 安政二年頃

葉山佐内

讀_二長州吉田氏幽囚錄_一、其一友同在_二獄中_一罹_レ疾而死、初見_二亞墨利加使艦入_二江戶海_一有_レ放恣之舉、不_レ勝_二忠憤_一、欲_二密犯_二大禁_一、託_二身夷艦_一、赴_二彼地_一、偵_二知其國體虛實_一、以_レ歸報、而事弗_レ協、拘繫_二下_二獄_一、讞_二成優_一蒙_二小譴_一、亦一時奇事、傳曰、(邊力) 困圍福堂、謾_二艸_一抽詩、用寓_二慰勉_一、聊表_二舊知之誼_一云、

老淚潸然沈讀餘、福堂慰勉意何疎、通編不_二復陰_一私着、恐讓_二鄒陽獄裏書_一、

異艦投_レ身自履_レ危、赤心何復忽_二洋夷_一、古來用間兵家急、草莽真才竟擇_レ誰、

長策何人能請_レ纓、神州旗鼓競新_レ兵、望_レ君卓舉來時美、再造_二朝恩報國誠_一、

困圍由來稱_二福堂_一、幾人拘縲却騰芳、獄辭併見幽囚錄、東拜昇平二百光、

前賢全_レ國誠_二佳兵_一、敢說春秋城下盟、早向_二大羊_一開_二鸞隙_一、昆夷西伯孰枯榮、

世運推遷黠虜親、嗟君時似_二轍中鱗_一、吞舟素志恩波遠、爭慰_二黃泉齋_レ恨人、

廟謨何敢涉_二譏訾_一、忠憤翻爲_二危激辭_一、梁王殿下多_二書疏_一、應_レ使_二鄒生得_二事期_一、

(佐世八十郎の筆にて葉山佐内の眞筆に附記してあるも、筆跡甚幼) (権、且輕々しき誤字あれば眞筆疑はし、今誤字は概ね直してある)

(萩市前原彦八氏藏 校合濟慶)

葉山佐内所贈 年代不明

處_レ窮能不_レ鑑、遇_レ否道終亨、君子無_レ尤怨、聖人說_二悔貞_一、

昔違_二明善教_一、才幹誤_レ躬多、吉凶來不_レ已、晚路莫_二蹉跎_一、

赤馬關伊藤氏靜齋遭_二嚴譴_一而退蟄、需_二警誡之詩_一、余未_レ知_二其事狀_一、愕然賦_レ此、贈_レ之、舊知友鑑所高行拜具、

(年代不明なるも、葉山より伊藤に贈りたるものを、再び伊藤より松陰に贈りたるものであらう)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

林道一所贈、子路像贊 安政二年五月三十日

升堂推先、千乘惟推、陵暴知非、委質是賢、

折獄言簡、結纓禮全、惡言不耳、仲尼賴焉、

大日本、安政_二二季歲次乙卯夏五月晦日_一、

於_二周防遠浦妙圓寺北檐_一、為_二松陰雅契_一、 筑海狂客林道一謹寫

(道一は又藤橋ともいふ、子路像を贈る事野山獄文稿與_二林藤橋_一書中に在り、これはその肖像の實である)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

林道一所贈 安政二年(カ)

山園桃李發還落、為_レ慧為_レ響雨與_レ風、人過_二花時_一渾不_レ賞、我憐_二淺綠勝_二殘紅_一、

右偶吟奉_二呈_一 松陰雅契足下

敢供一笑正

林道一帥上

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

吉村行昭所贈 安政三年八月

十五夜

吉村行昭

萬里無塵見九州、 嬋娟月色入悲秋、 悽然獨坐囚窓底、 忽使今宵憶舊遊、
獄舍燈消轉寂然、 暗蟲切々臥床邊、 幽窓不寐三更月、 不忍孤囚度七年、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

上益田國相書 安政五年正月十三日

久坂玄瑞

某謹拜書太夫益田君執事、 嚮執事官任當職、 防長人士相共語曰、 益君任此官、 必可有為也、 乃翹首刮目、 竢於有視邦政美而士風興矣、 當職之為官、 二邦之興廢、 宗社之顛起係焉、 而執事年壯氣剛以有為之才、 居有為之官、 某之所以眷々有望於左右也、 大臣顧富貴以保身、 小臣懼黜罰而不言、 是以上下委靡遂不振也、 某有所欲言焉、 太平自居者、 所駭視聚嘲、 而非絕俗挺立如執事者、 誰向言焉、 夫方今天下之勢、 執事之所目擊、 幕府輒力氣撓、 無足以下尊 王攘夷而強 神州之正氣者、 滔天之寇西闖東突、 求金縢穀粟則與之、 請通

信則允之、 於是窺盜益甚、 鹵掠益盛、 而幕府氣力日益降、 頃日墨使二員來江戶、 大樹蒼惶出而接之、 墨使乃曰、 某不憚万里波濤而來者、 恐日本為外邦所狼吞耳、 外邦之事幸委任焉、 其狡黠驕傲頗可惡也、 爾夷來書亦曰、 日本所以待外夷尤不遜、 宜卑辭厚禮矣、 雖則不言我降、 其意自可見耳、 然而幕府厚待墨使、

隨其所欲而不疑、 乃雖外如通信、 內則降為虜亦明矣、 神州之大耻辱、 千古所未聞、 而 皇統綿延之 天子、 將措之何地歟、 有志之士、 豈可袖手安坐、 以堂々赫々之 神州、 為之腥羶妖氛之區哉、 我防長

神州之西陲一大藩、 而足以鼓動 神州之正氣、 且我公聰明毅傑、 尊王攘夷之志常存、 而其人士所矚

目之執事扶之、 起之則足以鼓動防長之正氣也、 乃 神州正氣之一振、 其自執事始歟、 執事丁寧說之我公、 我公反覆爭之幕府、 而幕府尚屈膝垂首於虜人之前而甘心、 則我毛利氏、 豈忍下傲其怯弱、 以增神州之大耻辱哉、 乃宜閉境門練士氣、 以大義唱列藩諸侯矣、 今也列藩諸侯、 雖懼幕議不敢言、 豈以降醜虜為快哉、 其與我俱事必矣、 馬首乃不踰函嶺、 而朝 鞏下勤 王事、 而使 神州之正氣勃然鼓動、

則夫滔天之賊、 亦不足畏也、 夫爭幕府以義、 不可屈醜虜者、 我公之任也、 說之我公者、 執事之職也、 而某亦為長防之士、 而 神州之民、 則豈得不敢言哉、 執事處此官、 僕切恐夫矚目之人士、 指為善保富貴也、 是以唐突上書、 不敢顧忌諱、 但書不盡言、 僕憤懣之心、 非賜面調、 何以悉之、 執事幸以為然、 願以官暇許一晤、 僕將悉陳私心之所、 冒瀆威嚴無任惶懼、

(安政五年) 正月十二日

久坂玄瑞再拜

〔益田筆〕宜先固其心、未可遽見其形、說之可、爭之未可、

〔東京市益田筆施氏藏 校合濟〕

寄義卿 安政五年六月〔カ〕

口羽通琦

明主本憐才、烈士多感涙、一言慰勞加、重予千金賜、田氏有義卿、夙存忠慨志、議論挿風霜、
氣魄壓天地、幽囚唯思君、綴文時致意、我公仁明武、固喜聽讜議、鬱々幽澗松、日以長蒼翠、
明々上天日、照臨無所避、傍聽亦感激、風動士民氣、

〔肥山詩集所載 校合濟〕

栗濱應接 安政五・六年〔カ〕

〔無記名氏〕

○ 爾數ならぬそ傳まも取まゝ亂世むゐしひしき物乎まそおもへ

神奈川調印

○ はる取しやも都ましいと此をゑゆそ傳まと取るすち々なとむそひ々無

志士探索

○ 夕陽もまゝ取あえてけり取雪雨乃志に〔以下ムシ〕

將軍〔ムシ〕

○ せりともやた乃む析さへ落ぬまを板田比せしを道さらぬ弊し

〔ムシ〕死刑

○ ためし取き浪の音まそ聞ゆなれ八しはも冬よ世乃せまるら舞

俊賢

○ 咲たらそ色さへ香さへぬかゝらんあゝらぬ々みてちりし花りも

為伸〔ムシ〕又衛門

○ 美〔ムシ〕可きむせ〔ムシ〕を白玉々秋乃末葉農露ときえ々梨

〔以上七首東京市吉田茂子氏藏 校合濟〕

門人詩歌 安政六年春

○ 正月二夜、問先生以天朝事、揮淚而語予、乃慨然賦之、二首

安富惣輔

○ 聞説精忠鉄石臣、滿廷八々有官人、金剛山上梅如奈、願捧一枝賀孟春、

早春作

關係詩文

漸過三年華改、閑將三舊學二研、寒梅芳已動、喬木鳥欲遷、思起烟霞外、淚零獄牖前、昨非今悔矣、洗
肺謝三蒼天一、

讀先生文集有感

男子心豈有極、千章万句皆憂國、方今天下正多難、乞劍與誰借滅賊、

來村塾

增野德民

彼蒼々者天、煌々日月有、暴徒豈是暴、戊午十二月六日、有故囚三八、義士、政府願目爲暴徒云、姦賊真可醜、今我來村塾、門前設
雀羅、盤垣淚如雨、憶舊意蹉跎、

(この次に増野作、除夜と題する詩がある、これは第四卷戊午幽室文箱附録所載、久間東海啓、洋夷と題同詩に付省略した。)

題不知

有吉熊次郎

大丈夫ノ義ニ死ス譽レ外ニナシ幾末マテモ名ノ残リツ、

幽室書感

作間忠三郎

幽囚吾曷抱三吾愁、吾嘆三堂々二国羞、方寸若逢三知己問、為言為レ国報三君讎、
胆氣曾期敵三万人、丹心寧作三不忠臣、丈夫雖レ死魂何死、休レ惜為レ君抛三一身、
君恩如レ海報如何、二百餘年休三劍戈、滿目俗人艱三国歩、他山之石玉耐三磨、
我ヨリモ君ノ御上ヲ思ホエハ誰カ惜マン臣ノ命ヲ

忠モアリ義モアル同シ人ナカラ時知ラヌ故今ハ今ハト
汝ガ忠ハナラチハナスナサズ凡人ノ忠ヲハ人ニマカセヨ 答俗論士

(京都帝大尊攘堂藏 校合濟堂)

寄懷回先生 安政六年夏

久坂玄瑞

炎日蒸三百草、黯風頻飛レ沙、檻輿去方遠、君子意奈何、爛爛 神京雲、君思更轉迫、瓌瓌芙蓉雪、
照三君心之赤、君去君所喜、竹帛漂三義名、吾留俱誰語、天地青山橫、濁世豈容レ清、大鵬安避レ弋、
正路有仁義、綱常須三扶植、國家興何日、君子婦難レ期、我心酷耿耿、不三勝三靜斯思、

(神戸市福本義亮氏藏 校合濟堂)

長谷川宗右衛門所贈

安政六年秋冬

松籙、長谷川
在江戸賦

赴自訴口占

長谷川宗右衛門

斷心去就合三機宜、救世護レ君道那疑、須棄三此生三明三義烈、秋霜琨玉是男兒、
堅忍為レ因誰察レ意、欲下因三諸問一致中微忠、休レ嘲焦慮曾無レ補、獄裏猶期宋環風、

至江即事

(長谷川の號)
峻阜逸人

久賦_二拘幽_一道欲_レ伸、方欣_三泰運釀_二陽春_一、北常南讚靜宵月、照此丹心白髮人、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

橋本左内所_レ贈

安政六年秋冬 松陰、橋本在江戸賦

有_レ人嘗傳_二君詩_一、云昨夜太平海、快風馳_二布帆_一、故轉結及、(松陰詩稿、五十七短古參照)
曾聽_三英籌_二慰_一鄙情、要_レ君久欲_レ訂_二同盟_一、碧翁狡弄何限恨、不_レ使_三春帆飄_二太平_一、

磊落軒昂意氣豪、聞言夫君膽生_レ毛、想看痛飲京城夕、扼腕頻睨日本刀、

無名氏

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

鮎澤伊太夫所_レ贈

安政六年秋冬 松陰、鮎澤在江戸賦

腥風搖_二屋外_一、不_レ得_二夢魂閉_一、豪放來_二苛禍_一、賦性愧_二愚頑_一、知己千載遠、怒濤萬重艱、自愛耽_レ々氣、從容生死間、

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟園)

先師小祥日作

萬延元年十月廿七日

高杉晋作

婦_レ墓東_レ芻淚潸然、頽愧我黨負_二遺篇_一、伏懷_二往事_一恰如_レ夢、花落鳥啼已一年、
先師義死也、著_二留魂錄_一一篇、以贈_二我黨_一、我黨之士、雖_二一人_一、未_レ能_レ行_二其言_一、因詩中及_レ之、

先師二十一回猛士小祥日

門人 楠樹高杉生泣血弔_レ之

(京都帝大尊攘堂藏 校合濟園)

哭_二吉田松陰居士_一

年代不明、松陰歿後

檜崎剛十郎

神龍一夜去登_レ天、空使_二名聲天下傳_一、慷慨志違君莫_レ恨、義風呼覺太平眠、
(三馬)
中州日、余亦知_二松陰_一、雖_二一死可_レ惜、直能呼_二覺太平恬嬉之眠_一、起_二今日俾々之化_一、

(長府町長門尊攘堂藏 校合濟園)

○ 年代不明、松陰歿後

日柳燕石

舉世紛々一蠢蟲、此兒意氣稍豪雄、魂飛萬里雲濤外、身在八年縲紲中、我憫於菟終入_レ檻、人言孤鶴夙橫_レ空、從來接_レ武幾男子、讓_レ汝先鞭第一功、

悼某生

(神戸市武岡忠夫氏藏 校合濟)

柳東

追悼吉田義卿 萬延元年三月以後

同

此子如何罪、六年縲絏中、身如虎投穿、氣尚鶴橫空、
變^(總力)母詞何切、攘夷志太雄、櫻門十七士、
首唱讓^(他功)他功、

(日柳燕石全集所載 校合濟)

追懷古人詩十首并引 萬延元年十二月晦日

久坂玄瑞

庚申除夕、余客^(江戶)會爐冷燈青、耿々不寐、回顧甲寅以降事、時勢日蹙、戎狄益驕、而此間
志士仁人、殉^(難死)節、及罹^(患疾)斃者、亦不^(太)少、諸公之事、恍^(惚)於心目夢寐之間、未^(嘗)能^(忘)
暫忘也、歲云暮矣、萬感攢聚、追懷不^(已)、作^(短古)十首、(今松陰を詠じた詩一首のみを出す)
墨使來^(東海)、公怒髮上指、天勅忽雷震、感激不^(自)已、從^(此)廢^(寢食)、要^(回)倒^(瀾水)、博浪誤^(一擊)、
貫高心自擬、嗟公臨絕吟、悲憤徹^(骨髓)、七生期^(滅)賊、忠魂何嘗死、大義百世師、廿一回猛士、
(江月齋遺集所載 校合濟)

歌三首 文久二年頃

久坂玄瑞

○ あめつちとともにひさしくいひつけん君の御まゝ、ろ君の御言し

○ 憂事をつふらくはおもほへん君のみまゝりかなしきろゝ聞

○ 吉田大人の事思つ、けて

よのなりのことしおもへん君の身のすきまし事のかなしきろゝも

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

二十一回猛士傳 慶應二年以後

默霖

長門有^(烈士)曰^(吉田)、君諱寅字義卿、號^(松陰)、又號^(二十一回猛士)、杉氏皆有^(才華)、頗好^(正名之學)、長曰^(梅太)
郎、弟曰^(寅二郎)、即義卿通稱、幼贅^(吉田氏)、因唱^(其姓)、天下之知與^(不知)、僉稱^(其勇猛義胆)、其觸^(國忌)、蓋為^(二)
天下^(企)之、不^(願)身家、奉^(皇家之大事)、以為^(己任)、余久聞^(其名)、而未^(晤)其人、知^(其志節)、而不^(詳)其
迹、願^(其殯也)、無^(墓誌銘)必矣、抑亦余輩之罪也、安政之元、余遊^(萩城)、義卿下^(獄)已二年矣、暗^(之)以^(書)、有^(報)

酬、賣天下之名士也、嘉永之末、客寓江都、師平象山翁、々過激人也、長岡藩儒小林虎三郎又出其門、師弟共罪廢、謂之癸丑三厄獄、叻征夷府、訖指月城、既赦、得以還、乃父兄家所、所著幽囚錄、孟子劄記已下、雜文雜詩、不下數十卷、亦足以矧立言林、文久某年辛酉某月日屠腹、沒江都邸內、享九幾歲、贊曰、感夷齊仁、守節西山、其斯人乎、觀周漢文、知本邦恩、其斯人乎、甘孔孟言、為王者民、其斯人乎、不患己貧、患國無君、其斯人乎、以死江門、比迹魯連、其斯人乎、

雪溪王民 (歐羅巴俗名)
眞名助謹撰 團圓

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

玉木文之進詩 明治四年

玉木文之進

明治^(四年)辛未之歲、距吾姪義卿致身已十三年矣、其間風雲屢變、每不能無愴然于中懷焉、十月某日、乃其忌辰也、祭而告之云、於不能成猶且爲、丈夫本領自如斯、正名明分心曾信、尊夏攘夷義豈疑、世事紛紜長慨嘆、人情浮薄日推移、知不十有三年後、頑鈍依然獨守瘠、

村塾發會賦示諸子 明治九年

玉木文之進

異端邪說盈天下、道慕孔姬有幾人、正路誰伸拔山力、榛蕪開盡極生民、

村塾發會奉次玉先生芳韻 明治九年

杉民治

邦家隆替雖時運、扶植綱常自待人、道學淵源秉彝在、繡詩朗々誦烝民、

(右三首寫本東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

(吉田康三氏曰、以上二百明治九年之作なり)

久保斷三詩

巖師殉國入黃泉、我幸偷生二十年、病革嗟臍慙愧甚、更無一事懇師前、
松陰先師死於江戶傳馬街獄、距今二十年、故云、斷三 (初名清太郎)
右我友松東久保君易簧之際所賦、爾時不能親執筆、故代書之、

辱知杉重華

(東京市久保清一氏藏 校合濟慶)

追懷松陰 明治十六年

三島毅

追思外夷脩好前、拿攘不顧一身全、同憂夢覺人千古、海月籠烟夜^(不明)然、

明治癸未春、宿_レ橫濱聚遠樓、有_レ感、步_二某詞_一、并引、安政甲寅春、米使彼理再來乞_二互市_一也、余年猶少、遊學伊勢、橫濱蒞設之間、接_二米使_一、置_二兵卒_一于四外、衛_レ之、余乃穿_二簞笠_一、往_二役丁_一、竊入、則所_レ會知_二長藩_一吉田松陰亦同裝先在、相目不_レ接_二言而別_一、既歸有_二探邊日錄_一之著、傳_二播于世_一、松陰自_レ是憂_レ國益切、屢犯_二幕禁_一、終_レ下_二獄而死_一、屈_レ指殆卅年、此夜客去凭_レ欄對_二月_一、追感有_二此作_一、

右應_二松陰曾孫寬需_一、錄_二于_二松齋_一、寬時在_二齋中_一、中洲老生三島毅

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟齋)

追懷吉田松陰

年代不明

楫取素彦

時還推移順逆殊、逢遭今我愧_二恚愚_一、肩輿安坐人羅拜、想_二爾檻車由_二此途_一、

巡按抵_二下田港_一、想_二吉田松陰投_二米艦_一、即有_二此作_一、

楫取哲

(廣島縣相原格氏藏 校合濟齋)

祀故松陰神牌一辭

明治二十年九月十日

宇都宮真名介(獻書)

激且反仄兮、猛且忠直兮、堂々皇國兮、巍々社稷兮、猛乎其華、激乎其實、一實一華、載入載出、毫髮靡_レ志、義聊本色、不_レ赴_二縲囚_一、烏生_二學殖_一、是故_レ單思、其文自筆、文不_レ勝_レ質、質亦嚴刻、拋_レ猛必失、匪_レ激何得、得失之間、猛激互即、嗚呼哀哉、猛激之靈、以此而終、留_二魂日域_一、有_二著述_一兮、褒成數_レ帙、志氣就_レ列、忠謀陳_レ力、吾今祭

諸、感靈鑒識、爰_二夫荆棘_一、披_二其茅塞_一、復古中興、未_レ脈而畢、遺骸在_レ茲、皇天罔_レ極、聖運宏開、言安_二兆億_一、澤及_二先亡_一、神號承勅、永表_二皇恩_一、充神儀式、鈴聲其清、光振_二神德_一、

磨_レり剛_レ志赤間_レ此硯故鄉能記念_二殘る文の深海_一

囚_レや居傳かき置く文繪幾千歳交る浮世_二名おや止ん

仰氣_レおく吉田乃神_二月寄傳_一光り和く松_二比きよ陰

武士能猛_レき心を誓_レひ轉し_二二十一回_一を遂に誌成る良舞

維時聖代明治御曆中興統世第二十年秋九月十日也

心交不面之友 宇都宮真名介拜手

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟齋)

追懷

明治二十一年

三島毅

天遷地轉幾年庚、回_レ首同遊迹尙明、客舍別_レ燈論_二海防_一、邊營冒_レ雨察_二夷情_一、尊王志自_二少時_一立、復古業於_二此後_一成、一瓣焚香無_レ限感、瓦全身慕_二玉摧名_一、

戊子十一月廿一日、松陰社祭典、賦_レ此代_二蘋蘩_一、余與_レ君始交_二於伊勢客舍_一論_二邊備_一、後米使來_二橫濱_一、復共入_二兵衛_一探_二虜情_一、前聯故及、

三島毅拜艸

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

歌三首 明治二十二年二月十一日

毛利元徳

吉田矩方主は特旨を蒙つて正四位乎贈らせられし夜いは日轉

母東能里

ひか々閑り神を乞ましとれもふらそゝ、類恵みのけゆ乃深さ乎

麻す羅を比あ嘉幾こ、呂乃あ良と連亭不り喜め供ミの都由伽、梨々舞

九耳比ぬ米お母ひはる梨しほつか多比りみ乃よ、徳のぬるくもゆ流嘉南

(以上三首東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

追懷 明治二十四年十月

伊藤博文

道徳文章叙三藝倫、精忠大節感明神、如今廊廟棟梁器、多是松門受教人、

博文

辛卯十月訪三松下邨塾、有此作、

(萩市松陰神社藏 校合濟)

(東京市吉田茂子氏藏には、明治辛卯之秋、訪三松下邨塾、有此作、録與三城詞架、春畝山人博文とある)

明治卅一年の春松下村塾にまかりて

門下生山縣有朋

大御代を昔にかへすみちとめて千とせさかゆる松の下かけ

(萩市松陰神社藏 校合濟)

弔三松陰先生墓 明治三十五年六月

杉孫七郎

一去騎龍招不還、晚風吹涙々清々、杜鵑知我弔來意、啼度先師埋骨山、

(萩市松陰神社藏 校合濟)

明治三十五年六月五日、弔三松陰先生墓、聽雨杉重華草

宿三村塾 明治四十年十一月

野村靖

五十春秋一夢遷、依然邨塾憶當年、老餘來宿清霜夜、獨讀遺篇難作眠、

(萩市松陰神社藏 校合濟)

丁未十一月、松陰神社奉告祭日、宿三村塾、門人野村靖

松陰 蘋蘩餘事 (拔萃) 吉田庫三編

○ 君ゆるま松の木陰の一村も世も隠れなき名を傳ひけり

松陰神社によみて奉る

楫取素彦(小田村伊之助妹婿)

井關美清(諱吉、門下生)

○ 國のため玉と碎けて大丈夫の全き光りを世も残しつゝ、

天野御民(冷泉雅次郎、門下生)

位山登るをみてもしられけり君か重ねし高きいさをハ
鎖したる世を開んとかき暮しふるあめりかに心さし劔

松陰先生贈位の祝祭よみて奉る

境 二郎(齋藤繁藏、門下生)

一入のみさをも春はあらはれていよと高し松の一本

吉田松陰先生の贈位の祝祭の日よみて靈前よ奉る

岡 水門(仙吉、門下生)

數れは三十餘りになりにけり昨日けふかと思ひし物を
埋れし君かいさをも天津日の光りに今ハあらはれに覺
かく計治る御代とありぬるハ君か誠そもと、なりけん

叔父松陰君の贈位の恩惠よあつかりしをよろこびて

楫取道明(小田村久米次郎、松陰甥)

大君の恵みの露はおくつきの苔の下まもろ、りける哉

松陰神社の祝祭の時

奥つきのゑかきに立る松の枝も恵みの露の懸る嬉しさ

杉 民治(梅太郎、松陰兄)

○ ねほ君の恵みの露は長くもゑかきの松の色はそひける

枯はてし松も縁りとなる計大みめくみの露か、りけり

横山幾太(重五郎、門下生)

松陰先生祭日、次ニ其詩韻、表ニ追慕之意

丹心豈敢與人同、 猛氣猶生天地中、 明主已知今日賜、 百年不_レ及_レ待_レ論_レ公、

馬島春海(門下生)

同

先生一死七生同、 正氣隆然天地中、 皇運維新應_ニ瞑目_一、 門徒挺進奏_ニ戎公_一、

諫早生二(門下生)

自許孤忠衆不_レ同、 恨他人事失_ニ其中_一、 維新今日逢_ニ天定_一、 贈位皇恩感_ニ至公_一、

同

豈與_ニ天々桃李_一同、 後凋初見歲寒中、 寥々萬古善鳴者、 大膳山頭十八公、

同

穴道恒樹(恒太郎、門下生)

棄身盡國有誰同、二十一回生死中、若使先生保天壽、維新功績冠群公、

己丑二月、松陰先生有贈位之典、依後嗣庫三

君詩韻、賦呈祠前

諫早生二

碧血雖消跡尚新、當年遺志護天宸、梳風廣柳車中客、沐雨鯉鱗橋畔民、四位餘榮及枯骨、七章頒憲值

青春、遙懷今日宣堂上、垂白還催感淚頻、

同

馬島春海

霸政凌夷將布新、鞠躬盡瘁護王宸、宜哉千載稱良士、未免一時呼怪民、雪虐風饑經苦節、梅薰櫻笑

值芳春、堪欣贈典旌忠烈、不忘當年國步頻、

諫早生二

祭松陰先師

君不見我翁清風修軍政、二州兵備自茲盛、又不見我師松陰育人才、二州士氣最雄哉、我師我翁皆卓識、

不有哲人其能國、左傳、不有君子其能國乎、從翁諸吏多等倫、從師弟子半青雲、嗚呼當日先師志、國步難中見節

義、明哲何必保此躬、先師曾有此語、維新基在育才中、今日陳辭且薦酒、相逢相聚仰北斗、倏忽已過廿二

年、炯々眼光恍在前、

橫山幾太

同

成重曾奉誨訓榮、猶記音容村塾情、五十無聞何碌々、愧言門下老書生、

松陰神社祭日、用會祖詩韻賦此、若林村景猶我松下、故云、

吉田庫三

滿村風色故鄉同、松影水光圖畫中、秋冷太夫山下路、一枝新菊祭先公、

己丑紀元節、勅頒憲法、贈位勤王諸士、先臣寅次郎亦與焉、

再疊韻恭賦、志喜、寅次郎母年八十四猶在堂、故及、

文物典章俱一新、况逢恩命出天宸、孤忠特表匪躬士、公議弘聽鼓腹民、三節之中推此節、千春以後記

今春、堪思佳報到家日、王母尊前獻壽頻、

(松陰神社頌紫餘事所載 校合濟園)

松陰先生東行送別詩歌集

解題并凡例

- 一、松陰先生東行送別詩歌集は、松陰、安政六年五月檻輿東行の時、門人等の作りし送別詩歌を集めたものである。
- 一、この集の原本は品川彌二郎筆であるが、今所在不明である、こゝには吉田庫三編「松陰先生遺著」に載せたるものに據ることゝする、但し誤植と思はるゝ訓點はこれを正し、欄外にあつた松陰の加筆は詩末に附けた。
- 一、集中作間・馬島・國司の詩の原本は東京市吉田家にあるが、これに依つて察するに、これらの詩中には他にも松陰の加筆訂正を経たものがあるであらう、批圈點は松陰の施したものを存したのである、行間の書入れも特記せざる限りすべて松陰の筆である。

(委員 玖村敏雄)

松陰先生東行送別詩歌集

奉送二十一回田先生東行

日下 通武（贈正四位久敏義助字實甫）

關左多魑魅、陰氛轉鬱塞、美人死如歸、含笑入不測、博望志曾違、貫高謀復踏、荏苒六寒暑、幽
囚苦荆棘、黃河與白馬、何其慘怛極、清流因益彰、萬世金石勒、函嶺應慨嘆、檻輿三樂陟、蓮岳
橫碧霄、玲瓏照顏色、韓愈感惡魚、宋澤泣老賊、人心未磨滅、真誠堪辨惑、

玉木 正弘（贈正五位玉木彦介字毅甫）

梅天連日雨淒其、檻輿此去何處之、輿中誰知着何物、忠肝義膽一男兒、夷蠻狂焰日夕熾、神州漸慮陷傾
危、義士憤世多囚累、時勢近日奈無為、君今向東為何事、安然復就幕獄糜、一誠貫徹乾坤動、幕
議或幸可轉移、大樹一繩若難繫、身否道亨復何悲、

松浦 無窮（贈從四位松浦龜太郎號松洞）

勤王幾度跌、冤枉獨自安、從容辭灞水、揚々入東關、琵琶湖與伏水、心事應多端、尤其是流涕處、寂
岳開孱顏、魯連及賈彪、惜哉今不觀、餘風先生在、先生心實丹、願揭虞淵日、炳然照賊肝、

同上

檻駕從容赴關左、 眞誠誓欲動奸猜、 江山千里行彈日、 只待快風拂面來、

有吉 良朋〔贈正五位有吉熊次郎、字子德〕

何怪蜻蜓網維池、 愛生惡死世皆是、 無奈國賊肆鴟張、 將提一段笏碎朱泚、 朱泚元來唐叛臣、 秀實忠

義泣鬼神、 望使神風覆虜艦、 胡塵直滅東海濱、 若不能是汗穢去、 果知日東如西楚、 往蹟堪惡弘安

春、 悲憤慷慨訴何所、 蒼天何爲使吾悲、 兩眼兩行涕空垂、 只今先生上輿去、 須下厲前探救中國考、

入江 致〔贈正四位入江經藏、又九一、字子遠〕

久唱尊攘只此行、 聊當畿道拜皇京、 燕趙多士一貫高、 楚國深憂獨屈平、 宿昔丹心不朽志、 祇今青史

百年名、 孤懷雖痛寧須泣、 知己生離萬古情、

日月照臨、 倫理炳然、 今日對先生而無復言、 聊一律以奉送、 今日斷琴之感頗切、 今互以庚韵相別送焉、 誓可

終身廢此韵矣、 安政六年己未夏五月十五日、 江致拜具、

野村 和作〔字子爵野村瑞、字子共〕

凛烈叫呼有蘇蠻、 丘隅負志曾無患、 籠中萬里山河淚、 千載大江流不還、

岡部 利濟〔岡部富太郎、字子相〕

成仁取義死如歸、 志士途窮事總非、 對案何須論生死、 至誠當有動天威、

次留別芳韻

同上

陰雨空濛萬山青、 最憐檻輿向東行、 眞誠陳義動天地、 金石英名萬世清、 大義秋毫不須枉、 孤囚一身
芥塵輕、 臨別惘然復何道、 只釋國難達聖明、

增野 無咎〔增野德民〕

君不聞屈原江潭放、 楚國早已亡、 此行豈徒爾、 國難以身當、 贈錢何足言、 死是君所嗜、 天下誰豈不
知君、 皇天亦是感正義、 可憐大江流、 復無明月浮、 悲極淚亦盡、 悠悠我心憂、 開眼瞰乾坤、
白日亦暗昧、 獨嘆六月天、 神州填虜芥、 是則荆柯別、 蕭々悲風吹、 義氣凜然衝天去、 此間誰是王漸
離、

次高作韵

提 山〔男爵松本照〕

猛士先生忠且賢、 無爭受委失閑權、 蒼蠅雖面噉餘臭、 靈鳳胡爲啄氣羶、 冷袖欲分悲頃刻、 強顏迎
拜復何年、 即今霖雨濛々節、 日晃獨輝灑水天、

第二句難了、(松陰評、以下細字で印刷した文字は特記せざる限りすべて松陰である)

奉送二十一回田大恩師東行〔自筆本〕

作間 昌昭〔贈正四位守島忠三郎、字子大〕

梅天五月多雨風、 青山雲鎖日氣濛、 檻車軋々向東去、 浩氣凜然氣象雄、 仰天大息俯地歎、 腥風颯々
裂肝膽、 國是日非也國難、 滿地風光自慘愴、 胡羯駸々迫中原地、 掃蕩哀憂一時不至、 無那妖氛塞九
天、 思起空歎九重事、 狡兔未死走狗烹、 飛鳥未盡良弓藏、 斯行不恨吾事蹶、 扶植綱常千古香、 憶

君行過播攝間、
暗愁不覺淚清々、
一別心事無限恨、
腸斷京城萬重山、
(右一篇東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

同 上

梅霖深鎖萬重山、
孤客辭家何處還、
瀾水蕭々無限恨、
曉天一望出鄉關、

岡部 利和

檻車自是向東行、
氣節知君取義名、
憶得福堂勤王夢、
紫雲深處拜神京、

馬島 光豊〔馬島市仙〕

此人、吾曾以友弟目之、清太亦以爲然、可愛也、

離愁慘々淚沾巾、
行色休言裝旅新、
道路悠然君去後、
吾州寂寞更無人、

國司 仙吉

吾州何獨我而已哉、

騎陽送唐恰如烘、
短堠長亭深綠中、
休道王綱都解紐、
檻車窓裡拜南風、
〔應有浴〕

人言國司・飯田志氣大挫、非復昔日奇童也、人言豈可信哉、然或有此事、可傷也、王半山有傷仲永篇、韓文公有送張童子一叙、取出反復讀之、必知吾苦心也、
(行問の添削は小田村伊之助筆)

(右馬島以下二篇東京市吉田茂子氏藏 校合濟)

飯田吉次郎〔飯田俊徳〕

會見無期淚自流、
曉風分袂望悠々、
送君遙思千山外、
九重應有益辰憂、

河北義次郎〔河北俊弼〕

幾歲溫顏自是違、
陽關一曲淚沾衣、
知君斯去城州道、
紫靄明邊拜禁闈、

藤野 義利〔藤野克次郎〕

此生有英氣、今果何如、後來更何如、

丈夫去國淚沾巾、
忍見路傍柳色新、
男子一身殉王事、
長天日落與誰親、

林 信道

絳帳從今會晤違、
離憂萬重淚沾衣、
送君橋上晨光黯、
何處方望天日歸、

岸田 多門

話別無由侍講幃、
檻車斯去思依依、
東天五十三亭路、
杜宇知應勸再歸、

瀨能 正章〔瀨能百合勝〕

無奈名師自此違、
離筵不設淚沾衣、
今朝斯去關山遠、
月落蒼溟曉色微、

阿座上孝徳〔阿座上正藏〕

案成應揭義名歸、
心事何愁會違、
慘日斷雲行不盡、
京城風物思依依、

(燕野・阿座上詩草東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

安田 直方(安田孫太郎)

陽關一曲見情真、萬里道程霖雨頻、遙望東天函嶺遠、不知何日待歸辰、

和 作

五月十五日夜、感慨不能眠

二十一回眞猛士、綱常身繫六年窓、涕顏懶拂三更雨、易水已寒奈大江、

通 武

奉送 二十一回先生、步其瑤韻、

丹誠動賊兮宋澤須希矣、皓首持節兮蘇武太偉哉、時有秦檜兮施全敢苟生、世無元璋兮孝孺難老才、

嗷々夕日兮其心不容誣、黯々陰氛兮斯人去安回、賊焰可炙兮再會不可測、我心之痛兮隨誰復遊陪、

(右一篇神戸市福本義亮氏藏 校合濟慶)

朱點朱評、皆係三十一回先生評點、而膽寫之者、品川思父也、今藏諸村塾、時出朗誦、以追懷先生云、先生東後三日也、

日下通武識

吉田先生このたひゆるゑありて東の方へ駕を向けられなむ折

から余に留別の高吟其外數多の言の葉草を傳へられければ

余も師とし交ること數月の因みを結び芳書拜し侍りて

作間 昌昭

武士の道こそ多き世の中に只一すちの大和魂

關の戸は雲やとさ、む五月雨の今朝吹風に君は何方へ

品川 日孜(子爵品川彌二郎、字思父)

逢ふ事は是やかきりの旅なるか世に限りなきうらみなりけり

何となく聞けば涙の落つるなりいつれの時か恥を雪かむ

初め己れ師の吉田大人に久しく事問はず今事ありて東の方に送らる

、折ふしこゝろもと無く思按する内詩經の瓜廐とやらにより到りて

初少しくあらはれずとも後には大くあらはるゝとや思ひ合せて

本 清(冷泉雅次郎)

小臈をは今更いはし後のうりししにとれよ見よや我大人

大皇國國には身を許せとも世にゆるされぬ身こそ慨てき

(右一首東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶)

先生の駕すてに東へ行きなむころ五月雨の頻

りにふりける折から暮はしく思ひ侍りて

昌 昭

道々も嗚かしやらむ五月雨の雲は東も故郷の雲

幾年か君は東に宿らむ故郷寂し五月雨のころ

伊藤傳之輔

五月雨にはる、ひまなき富士の山朝日の影をうつしてし哉
名は高く富士をこさして東路へ向かむ名残りに袖をしほりつ

谷 遊 〔同歌集巻七〕

○ 旅立のさきに花さく七重八重

久 子 〔同歌集巻七〕

○ 手のはぬ雲に栲の咲く日か那

綿 丸

○ 名残をし此君か代も晴れはれとかはらぬいろに十かへりをまつ

麗

○ 八重萩をいて九重や東都まで晴れて富士見ゆ五月雨の空

わたる 〔贈正四位在久間義濟〕

○ 曇るとも月やてらさむ時鳥こゝろしてなけ五月雨のそら

清 春

○ 五月雨の雲もとく晴れ關の戸をあかるく歸る君をしそまつ

昌 世

かへりきて鳴く音をあげむ時鳥まつ山のをのおのかふるすに

良 朋

別れ行君はふたたひかへれともはかなきものは我命なり

○ あふことはけふをかきりの別れそと思へはいと、袖しほるなり

○ 生き別れ今年の春は花ちりて残りし枝に涕そゝきし

昌 昭

○ 言の葉も盡きさりにけむ五月雨に我もひかしへ行て待へし

先ちて我れはひかしに向ふなりいつか來にけん君のくるまも

死の一字誠に失言失言先生へ死といふは實にも愚なることになん先生をしらぬ人の

いふことにこそあらめさはあれとこのわかれは餘程に名残をしくて死の字か我恨に

こそあれ是も又真情かもしらすいま月日の歌と、のひける

江 致

吾妻人長門の武士にもとはは月日をさして教へ給へよ

○ この道の誠ならずは大八洲月日は今に照らぬなりけり

良 朋

○ 憂き中のうきに涕の絶えせぬは別れて後の別れなりけり

よし人は阜月闇とも見なはみよ君か心にくもりなければ

跋

己未夏五月、松陰先生檻輿東去、此集乃同門諸子吐露心情、以送其別者、此行、在先生固所期、然其久蒙知愛者、臨別歎歎、終天之恨、何其可勝言也、故每章悲愴、句々血淚、總角之子、又罄其情、如出於不得已、抑亦可知先生常吐腸接人愛才之誠矣、先生曾曰、吾不喜酒色、唯以朋友爲生、此言實非虛語也、吾聞先生臨去、朗誦此集、其意在如何乎、先生之歸不可測、而繼先生之志者、非諸君與吾輩而誰也、嗚呼、讀此集者、宜深思先生之意何如耳、書以爲跋、

門人 入江致謹識

(松陰先生遺著所載 校合濟)

葬祭關係文書

解題并凡例

一、本篇には左の十四種を収めてある、

- (一) 飯田・尾寺より高杉・久保・久坂宛書簡 これは、安政六年十一月江戸の飯田・尾寺より、松陰處刑の情況及死後埋葬の顛末を、萩の友人に知らせたる報告書である、
- (二) 永世祠堂銀證狀之事 この事(一)の報告書中に見えて居る、
- (三) 鮎澤伊太夫遺書 鮎澤は當時江戸獄中にありて、松陰と文通し、且處刑當日の模様を實際見聞したる一人で、翌十一月の記載なれば、最も信頼するに足るものである、これを(一)と比較するに、内容多少相異の點がある、
- (四) 墓碑面寫 (一)書中に碑面の計畫がある、これはその出來上りたるもの、寫である、
- (五) 久坂玄瑞より岡部富太郎に贈る 萬延元年二月七日、松陰百日祭に關する往復文書である、
- (六) 文久二年十月十七日京都に於ける吉田松陰慰靈祭紀事
- (七) 白石正一郎日記 この日記中、慶應元年十月廿五日今の下關市櫻山招魂場に於て、慰靈祭を行つた記事である、
- (八) 若林墓地附近抱土地に關する請願書 從來武州荏原郡若林村の墓地附近は、毛利藩の抱土地であつたが、明治三年頃、政府から取上げようとしたので、藩から元の如く毛利藩の抱土地として頂きたいと云ふ請願書である、
- (九) 頼三樹三郎遺骨改葬記事 これは松陰の遺骨改葬と同時の事で、その實見者及見聞者の、明治四年頃に書いた回

想談筆記である、多少不精確な點もあるが、参考にはなる、

(一)墓側植樹の爲土地借用願 吉田家の相續者吉田小太郎より、若林の墓地附近に梅樹を植ゑて、亡父寅次郎の靈を慰めたいから、附近の土地を借用したいと云ふ願書である、小太郎は明治九年に戦死したから、この文書はその前であらう、

(二)諫早生二より尾寺新之丞に贈る いつれも松陰の門人で、明治十五年頃東京松陰神社創設に關する往復文書である、

(三)品川彌二郎より吉田庫三に贈る 明治廿八年頃、吉田氏が松陰先生埋葬并改葬及神社の創建に關する記事草按を品川氏に贈りて校閲を乞うたものであらう、その返書であるやうに見える、

(四)松陰先生埋葬并改葬及神社の創建 明治卅年頃吉田庫三氏の記述したものである、

(五)松陰神社明細書 東京松陰神社の記録である、創建より昭和七年に至る、

(六)慰靈祭寫眞並東京松陰神社境内略圖 明治初年に松門の士主となりて慰靈祭を行つた時の寫眞、并に明治二十二年頃の東京松陰神社境内略圖及説明である、

(六)萩松陰神社創設紀事

(委員 廣瀬豊)

葬祭關係文書

一 飯田・尾寺より高杉・久保・久坂宛

(飯田正伯自筆)

安政六年十一月十五日

飯田・尾寺在江戸
高杉・久保・久坂在萩

一翰呈上仕候寒冷日ニ値し甚相成候処

両公喜様益御機嫌宜被遊御坐恐悅至極奉存候隨諸君御揃彌以御勇壯被爲在喜欣不レ少奉賀候次ニ僕兩人共無事消光仕候間乍レ憚貴慮易思召可被下候陳ハ今月初旬急便ノ節松陰先生ノ一件大畧御知遣申上候嚙々御愁傷ヲ可被成ト奉レ察候御互ニ遺憾千萬止時御坐ナク候乍レ去其節僕兩人ノ本懐トスルハ 先生之御死骸ヲ××乞食ノ手ニ落サス此方エ受取候一件ハ私共平生ノ交誼ノ情相達欣躍ノ至面目ノ次第ニ御坐候廿七日四ツ時伏誅ニ付直様賂金ヲ諸人ニ散シ首ト躰トハ××ノ手ニ渡ラサルヨウニ掛置候へ共獄中ノ役人六七人斗リ容易ニ死骸ヲ渡サス各兩人ノ心底ヲウタコウト相見エ候ニ付廿八日終日心配スレト事トケス廿九日晝八ツ時途ニ正伯ガ性名ヲ名ノリテ獄役人ニ面會ス尾寺ヲ残シ置候事ハ万一正伯手段ニテ事果サタルハ尾寺ヲシテ後話ノ策ヲ計ラスル為ニ残スナリ此三日ケ間ノ苦心筆末ニ盡シ難ク候獄吏ト應接問答ノ一件モ事永ケレハ畧ス廿九日七ツ時彌々死骸ヲ受取り骨ケ原ノ向手院ノ末寺ニ葬祭ス其時桂小五郎并ニ手附利介向手院ニ待受居候ニ付四人立合ニテ死骸ヲ改メ躰骸ハ下卒ニ水洗サセ候へ共首ハ下卒ノ手ニカケス正伯提テ之ヲ洗ヒ清ム桂・尾寺兩人手酌ニテ水ヲ灌ス此時四人ノ憤恨遺憾御推察可被下候右一件ニ付公

金廿兩余賂費ス公金ヲ出シ吳候者ハ周布・北條ノ心配好意ニ有レ之候陳久保君ヲ御送り被レ下候金拾兩ハ十一月二日ニ
 爰許ニ達シ直ニ受納仕候幸ナルヲニテ此金ニテ大ナル石塔建立致スヘクト當節心配仕已ニ今月十七日ニハ調候ニ付兩
 人寺エ參ル覚悟ニ罷居候夫ニテ建立一件モ事成就致スヘク奉レ存候石塔代金四兩三歩斗リ入用残り金五兩壹歩有レ之候
 此金ヲ以テ寺ノ土地ヲ借り受ル詞堂金ニ致スヘク奉レ存候陳又先生ノ石塔ニ付後年吉田・杉家ノ厄害煩ヒニ不ニ相成ニ様
 ニ永代ノ詞堂金寄附致置度已ニ越前ノ橋本左内墓永代ノ詞堂金十兩付置候ト申ス此先例モアレハ此例ニ從テ今五兩
 斗モ門人中ヲ御募リ被レ成候テハ如何御坐候哉左スレハ残り金ヲ合ノ捨兩金ヲ永代詞堂料トナシ後年迄杉氏ノ厄害ヲ
 懸ケサルノ一策ニテ御坐候惣テ江戸ニテ病死スル者ヲ火葬ニ致シ鬢毛ヲ國エカヘスハ後年ノ煩ヒヲ爲サルノ事ナク
 此度松陰先生ハ左様ニハ參ラサレハ不レ得レ止右ノ一策ヲナサ、レハ不ニ相濟ニ候間此儀及ニ御内談ニ候後便御氣付筋承度
 候陳又先生ノ辭世ノ詩歌ヲ石塔ノ左右側面ニ刻置度存候ニ付石ノ側面モ研キニ致サセ置候乍レ去當時ハ少ハ忌諱ノ事
 モアレハ此一件平ラクル後來春ニ相成僕兩人婦國ノ前ニ刻スルツモニ有レ之候先生御國出足ノ時辭世ノ心ニテ作
 ラレシ 幽囚六歲對青燈 此際復為閔左行 ト云七律ノ詩モ刻置度右七律ノ御作ヲ忘ル候ニ付幸便ノ節御記シ可
 レ被レ下候元書ハ晋作兄御持納カト奉レ存 陳此度辭世ノ詩歌ハ廿七日朝評談所ヨリ早駕籠ニテ傳馬町ノ揚屋ニ歸ル途
 中ニテ作ラレタル事ト相見エ候先生獄中ニ歸リ直ニ西奥ノ同居ノ人々ニ一禮ヲノベラレ上下紋付ノ上ニ荒繩ニカ、リ
 ナガラ東奥ニ行キ同志ノ人々堀江・長谷川・小林等ノ人々ニ面會被レ成候ヘ共獄中他室ノ人ニ言語ヲ通スルヲ禁スル
 從テ大音聲ニテ辭世詩歌三返ヲシカヘシテ歌ヒ候ニ付獄中同志ノ人々筆記ス僕等ニ送ル

身ハタトヘ武藏の野辺に朽ぬトモ留メ置まし大和言の葉

我今為國死、死不背君親、 悠悠天地事、 感賞在明神、

右ノ通ニ御坐候陳又先生同室中ノ頭ニ沼崎吉五郎ト云人至テ篤志ノ人物ニテ有レ之候御兩親様方エノ書置并ニ小子兩
 人エノ書置ト口上ト別紙ノ留魂錄ト此人ニ頼置レ候ニ付彼人ヨリ右ノ書錄取り集メ沼崎ノ書簡ヲ付テ僕ニ送ル右彼是
 ト囚中ニテ恩ニナラレシ事ユヘ沼崎エ金三兩堀江氏堀達ノ介兩人エモ先生生前ノ恩惠ヲ忘レサル志ヲ表シテ金壹兩宛
 送り申候陳右ノ別番留魂錄ヲ元書ノマ、差送候間御一覽可レ被レ成候一言一句涙ノ種ニ相成申候此ノ書ハ極々ニ同志ノ
 人々デナケレハ快^(決カ)ノ他見ハ無用ナリ申上度^(決カ)ハ数々ニ有レ之候ヘ共まつ是迄ニテ閣筆仕候頓首々々

十一月十五日認發ス

飯田 正伯

尾寺新之丞

追啓杉様エハ別段申上様モ無ニ御坐候嘸々御愁傷可レ被レ成ト奉ニ遠察ニ候乍レ憚よろしく御傳語奉レ希候

此度兎玉少輔・來島龜之進兩人婦國ニ付此書狀差送申候兩人モ同固屋ニ同食致居候ヘ共密事ハ他聞ヲ恐ル、ユヘ巨
 細ノ事ハ咄モ不レ仕候乍レ去來嶋ハ篤実ユヘ爰許ノ事モ大略内密ニ咄置候ヘハ御聞合可レ被レ成候

高杉 晋作様

久保清太郎様

久坂 玄瑞様 御直披

葬祭關係文書

晋作老兄エ申ス貴兄御歸國ノ前日先生ヨリ（第六卷前八〇二號參照）小林民部ノ書京師ガ鈴鹿カ、ヘ遣ス手紙御持歸ニ相成候此手紙ノ返答有
 レ之候ヘハ極密ニノ僕兩人ノ内エ直ニ御届可レ被レ下候何事ハ極密事ノトト相見候小林氏ヨリ僕ニ手紙ヲ出シ右返
 事江戸エ参リ候ヘハ他人ノ手ニ渡ラヌ様ニ吳々も頼遣し申候付右ノ段御承知可レ被レ下候

（別紙）（尾寺新之丞自筆）

松陰二十一回猛士一件ニ付諸雜費入用録

一金壹兩壹步

獄役人エ賂ス入用之事

一同壹兩壹步

同

一同壹兩壹步

同

一同壹兩壹步

同 金六ヘ酒手

一同二兩

一同三兩二步

××頭并ニ獄卒ヘ祝儀

一同壹兩

囚人堀達之介ヘ祝儀之事

一同壹兩

同堀江克之進ヘ同断之事

一同二兩

獄頭取ナリ沼崎吉五郎

一同二步

棺代之事

一同壹步二朱

穴堀リ三人ヘ酒手之事

一同二步

手向院世話人親方ヘ祝儀之事

一同壹兩

首請取ノ時檢使役ヘ遣ス祝儀之事

一同壹步

廿九日手向料

一同壹步

百ヶ日ノ間卒都婆代并手向料之事

一同壹兩貳步

石塔手間前金ニ遣ス

惣計拾九兩三步二朱入用之事外ニ石屋ノ石塔代并ニ手向院土地借受（詞九）詞堂金入用有レ之候得共其分ハ私金ヲ以償之者
 ナリ

尾寺新之丞

飯田 正伯

安政六年未十月江戸ニ於テ

（東京市吉田茂子氏藏 校合濟堂）

一 永世祠堂銀證狀之事

安政六年

一金五兩也

葬祭關係文書

右者今般吉田寅三郎君永代為三祠堂銀一御納被下樋ニ收納仕候然ル上者後年ニ至リ何様之儀有レ之候共右御墓所決而毀廢不致様取計可申候為ニ後證ニ差上置候證狀依而如レ件

回向院下屋敷

安政六未年十一月

常行庵(印)

飯田正伯様

尾寺新之様

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

三 鮎澤伊太夫遺書

安政六年十一月 鮎澤在江戸獄

去月廿七日評定所御呼出之朝読る

矩方忠し

身ハたとひ武藏乃野辺乃朽ぬとも苗ておかまし大和魂

同日晝九ツ時比評定所乃早駕籠にて返り揚屋さや内(外圍のこと)なる荒繩よ

かゝりたる間ニ高聲ニ口吟して別を行々る唐哥

今我為レ国死、々不レ背ニ君親、悠々天地事、感賞在ニ明神、

右ノ詩ヲ吟スルヲ從容トシテイサキヨク人々

實ニ感シケル余リ人々歌讀テ弔ヒケル

天地も哀きとやみん死出のさむいさきよけれそあめ乃なみと夜

かみ乃為下を哀むまをト男乃むかりを残を死出乃この葉

とし鷹乃さけき心をむす、めむとかりしとて知りぬるしや

まをト男死てのかとてのいぎましきうれし参聲よ語るかどうと

かきのみを詞の跡をとむとんなみとの雨をぬむけよやして

武藏乃やくときやみしよ迷ふともそるか照トセ山乃端乃月

沼崎

(吉五郎)

無名

(堀江亮之助)

小民

(小林民部)

占

(鮎澤伊太夫)

杉浦

(兼三郎)

(東京市毛利元昭氏藏 校合濟藏)

(原本には、次の如き別紙書附がある、思ふに、某展覽會出品の際に附したる説明書であらう、關氏は水戸の志士財從四位關繼之助の後裔か)

此書ハ鮎澤伊太夫先生カ獄中ノ遺書ニシテ、當時松蔭吉田矩方君カ、斷頭ノ刑ニ處セラレシ時ノ實況ヲ前ニ記シ、又同囚ノ人々ト英魂ヲ弔ヒシ和歌ヲ後ニ記セシモノナリ、 出品人關誠

四 墓碑 安政六年

此通りニ石塔ニ刻申候石塔ノ高サ地輪ヨリ六尺余モ有レ之寺中第一ノ大墓ナリ橋本左内水戸ノ鴉飼父子茅根野氏頼
三樹ノ墓ナトハヤヲキ石ヲ以テ人工ヲ盡シアレモ先生ノ墓ハ万代不易ヲ計リテ全ク人工ヲ經サル堅実ナル大石ヲ撰
ヒ建立致シ候ヘハ人ノ意ニ出テ却テ奥床しく見事ニテ有レ之候

安政己未十月念七日死

松陰 二十一回 猛士墓

吉田寅次郎行年三十歳

(紙長二尺四寸巾九寸二分)

(細字は飯田の自筆である)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟堂)

五 久坂玄瑞より岡部富太郎に贈る

安政七年正月廿九日

久坂玄瑞
部在職

先師百ヶ日來月七日ニ相當候ニ付早々同志中墳塋築度明日村塾會談之上取掛積ニ候間老兄御來塾不ニ相成候哉練兵場
まで少々手間取候儀ハ不苦候福原へも左様御傳へ被レ下度併シ強ク申上候儀ハ無ニ御座ニ候不一

廿九日

久坂玄瑞

岡部富太郎様

(別紙) (安政七年二月七日萩に於ける吉田松陰百ヶ日祭出席者)

二月七日

松陰先生百箇日節

久坂玄瑞 中谷正亮 高杉晋作 佐世八十郎 時山直八 山縣初三郎 神田平三郎 有吉熊次郎 山田市之允
馬島甫仙 品川彌次郎 岡部富太郎 福原又四郎 天野清三郎 玉木彦助 國司仙吉 瀨能百合熊 松浦松洞
増野徳民 作間忠三郎

(前文は吉田家にありし寫本にして、後文の筆者は高杉晋作であらう)

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟堂)

六

文久二年十月十七日

京都に於ける吉田松陰慰靈祭祀事(筆者不明)

文久二年十月十七日

覚

已下いつきも新規仕調致候也

葬祭關係文書

六五三

- 一 白木机貳脚
- 一 同三方拾膳
- 一 幣三本
- 一 神酒徳壹對
- 一 鴨貳羽
- 一 鯛壹(不明)
- 一 鯉貳尾
- 一 野菜 人參 澤山 燕 大山 水菜
- 一 菓 柿 栗 九年母
- 一 海草
- 一 柳葉
- 一 八(不明)
- 一 祭主 寺島忠三郎
- 一 金五百匹 青山 上總

但益田大夫の進納
 一同五十四
 但小國甲藏(剛)の進獻
 右益田大夫代參トノ小國甲藏來ル
 外ニ
 神酒五升
 但ちら菊
 右北条君より進獻候事

○十月十七日參詣人

- 久坂 玄瑞
- 佐世 彦七
- 青山 上總
- 福原 晋之進
- 寺嶋 忠次郎

答

- 福原 三五郎
 - 岡部 繁之進
 - 河上 彌市
 - 杉山 松介
 - 吉田 榮太郎
 - 澄川 敬助
 - 檜崎 八十槌
 - 佐々木次郎四郎
 - 瀧 彌太郎
 - 三戸 詮藏
 - 結城 市郎
 - 小國 甲藏(剛)
 - 松嶋 剛藏
 - 福原 總太郎
 - 筑前人也
 - 彈正殿の代香
-
- 覺
 - 一 狩衣壹領
 - 一 差貫キ壹下リ
 - 一 烏帽子壹頭
 - 一 中ケイ
 - 右青山上總着用
 - 一 白米五升
 - 一 御神酒五升
 - 外ニ又五升
 - 一 (不明)付竹拾本
 - 一 シノ繩貳拾尋
 - 一 白廣折三帖

今日大坂の廣岡上京ニ付政府廻リ乍明日アタリ參詣之

一半紙五帖

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟藏)

右いつきも□□方(不明)におゐて買揃栗田山の差越申候

七 白石正一郎日記 慶應元年

慶應元年

十月廿五日 今日晝過より招魂場(今の下関市櫻山)にて、吉田先生の御祭執行、(上總・曹作・狂介・俊平)青山・高杉・山縣・福田・伊藤春介君・小子也、帰路伊

藤君にて馳走有之、

(長府町白石資禧氏藏 寫本校合濟藏)

八 若林墓地附近抱土地に關する請願書 明治三年十一月

武州荏原郡若林村當藩抱土地之義神奈川縣ヨリ引渡之義懸合相成候處右土地之義ハ寛文拾貳年之頃從_ニ舊幕府_ニ買得地ニテ所持仕來候内先年變動之砌一應取揚相成候得共戊辰年勅諭之旨ヲ以吉田寅次郎・小林民部・頼三樹三郎其外國事ニ係リ令_ニ死亡_一候者共之墳墓祭祀等仕度儀ニ付其段委細書取ヲ以同秋願出置候處無_ニ餘儀_一次第被_ニ聞召届_一如_ニ先前_一抱地ニ致シ可_レ令_ニ所持一段昨已正月御付紙ヲ以御沙汰相成難_レ有仕合奉_レ存候其後於_ニ奥羽口_一戰死討死等仕候者共之墳墓モ同所エ營築仕且先年來世話仕ラセ來候地下人トモエ缺下ヲ以荒地開立之授等仕右墓所之掃除等モ申付置候次第ニ付何

卒是迄之通抱地ニシテ當藩へ被_ニ相渡置_一被_レ下候様御沙汰被_レ下度此段奉_レ願候以上

(明治三年)
庚午十一月

(十一月二十五日認可)

(防長回天史第六編下拾貳所載 校合濟藏)

九 頼三樹三郎遺骨改葬記事 明治四年

文久三年癸亥正月九日、長州藩山尾庸造・赤福幹之丞兩人敝宅ヲ訪ヒテ、小塚原烈士墓ヲ我長藩若林村邸ニ改葬セントス、其内ニ頼三樹ノ墓ヲモ移スナリ、尊家ニテハ三樹ノ墓ヲ建ラレシ_一故、一應御断リ申スト留守宅ニ云置テ去レリ、蓋此兩人改葬ノ事ヲ董スルナラン、キ(品川彌三郎筆記には正月五日とあり、本篇ニ二卷照)癸亥ノ春幕府ノ臣西村退翁・松岡萬・早見某・牧野某・上田楠次上田ハ他藩ナラムカ五人ニテ千住駅迄用事ニテ之キシ片、途ニ小塚原ヲ經タリ、回向院別莊常行菴ノ前ヲ過キシ片、許多ノ人群リタレバ何事ナラント問ヒシニ、今日ハ改葬ナリト答ヘシ故、皆々墓所ニ入りシニ非人ドモ打寄兩三人ノ屍ヲ泥土ノ中ヨリ掘リ出シ、其骸骨ヲ點檢セリ、松岡氏傍ニ立看セシ片是ハ誰レノ骨ナリト問ヘハ、小屋頭市兵衛ナルモノ頼三樹八郎殿ナリト答ヘタリ、松岡兼テ其義烈ヲ欣慕ノ餘リ直ニ其左腕ノ骨兩三片ヲ泥土ノマ、竊ニ袖ニ收メントセシニヨリ、小屋頭大ニ驚キコハ何事ヲナサル、ゾ、今日長州御藩ヨリ兩三人ノ骨ヲ若林村ノ邸改葬ナサル、_ニ、一片ノ骨タモ不足セハ私ノ職分相立申サズ、何事ナレバ右様ノ事ヲナサル、ゾト詰リシ片、松岡悵然トシテ云、余ハ幕府ノ小臣松岡萬ト云者ナリ、兼テ三樹ノ烈志ヲ慕ヒシニヨ

リ今日空シク是骨ニ別ル、ニ忍ヒンヤ、故ニ竊ニ携へ去テ朝夕薄奠ヲ捧ケ、坐右ニ置キテ之ヲ祭リ、聊微志ヲ表セン
トス、且ヤ古ヘ分骨ト云例モアレバ汝竊ニ此意ヲ體シテ一片ヲ贈レバ何幸カ之ニ如シ、市兵衛答テ云ク私事ハ今日改
葬ノ日ニ當リテ骸骨ヲ一々點檢シテ長州藩ノ人ニ引渡ラ職トセリ、豈他人ノ請ヲ以テ竊ニ一片ノ骨タモ贈ルヲナサン
ヤ、請フ長州ノ人ニ其意ヲ告ケテ其命アラバ分ツヘシ、私ノ請ハ肯シセストテ辭テ許サス、因テ松岡氏モ已ムヲ得ス
シテ、同行ノ西村退翁ハ老年ノ人ナレバ其人ニ托シテ常行庵ノ坐敷ニ在リシ長州人ニ其意ヲ告ルヲ乞フ、西村乃チ長
州人ト面話シテ松岡ノ篤志ヲ縷々ト説ケリ、長州人モ其至誠ニヤ動キケン答テ云フ様、今日ノ改葬僕等其事ヲ董セリ、
故ニタトヒ義烈ヲ慕フト云ヘ片ノ骨ヲ贈ルヲ得ンヤ、シカシ此改葬ノ日ノ雜沓ニ紛レテ竊ニ偷ミ去ル者アラハ如
何セン、是ハ僕等ノ不得レ已所ナリト答ヘタリ、故ニ西村其趣ヲ松岡ニ告ケリ、松岡欣然トシテ市兵衛ニモ其意ヲ告
ケテ一二片ヲ竊ニ持チテ去レリトゾ、實ニ正月十二日ナリ、

因ニ云正月十四日澁小塚原ニ之キテ烈士ノ墓ヲ弔セシキ、常行菴主見休（山口義孝）ト云僧ノ余ニ話セシニ、一昨十二日
長州ヨリ吉田寅次郎・小林其典・賴三樹ノ墓ヲ若林村ト云下邸ニ改葬セリ、一々骸骨ヲ茶ニ包ミ、棺槨其外渾テ手
厚ノコナリシ、其日幕府麾下士トテ狂人ノ如キ人兩三輩來リ、賴氏ノ骨ヲ分チ吳レヨトテ萬方ニ請ヘリ、終ニ長人
ト掛合テ竊ニ持チ去レリ、且又小林其典ノ骸骨ヲ收ムル時一奇骨アリ、其形左ノ如シ（圖略）
非人度々骨ヲ取扱ヒテモ何レノ處ニ屬セシ骨ヤラ分ラヌトテ收メ置ケリ、偉人奇骨アリトハ眞ニ虛ナラズトテ語り
キ、

（以下略）

明治辛未二月賴又次郎ノ請ニヨリテ三樹君遺骨ヲ埋ムル大略ヲ記ス

大橋齋

（この書は原本である、寫にはこの人大西顯藏の男である）

（東京市小林芝香子氏藏 校合濟慶）

一〇 墓側植樹の爲土地借用願 明治九年以前

若林御屋敷榎本吉右衛門の御貸下地之内彼者申談招魂場前ニ有長貳拾間幅拾五間壹反表之地面に私儀梅樹植付仕（不冊）
父寅次郎之魂を慰め度奉存候處於吉右衛門ニ差支り無之勿論壹反ニ付年ニ金貳歩宛之上納之儀々無滞可ニ相納ニ仕法
立旁申合置候間彼是之趣被三間召分ニ右地面永年私に御貸下被ニ差免ニ被下候様奉願候此段宜御沙汰可被下候 以上

吉田小太郎

（杉民治の代筆ならん、吉田庫三氏曰、梅樹明治十五年頃まで存在す、今皆枯死す、云）

（東京市吉田茂子氏藏 校合濟慶）

一一 諫早生二より尾寺新之丞に贈る 明治十五年頃

彌御清穆御多祀被レ為レ在奉恭賀候弟モ劣々奉務罷在候間乍憚御拂念可被下候毎々尊翰ヲ辱フシ且佳品御惠贈ヲ
モ給ハリ疎懶不敬御贖禮ニ打過候段御海容奉祈候さて一昨年來より山縣有朋・伊藤博文・山田顯義・品川彌次郎等發起

人ニシテ松陰先師之祭祀ヲ相營ミ本年ハ松陰神社創建之盡力中ニ有レ之社地ハ高輪邸ヨリ若林ノ地ヲ寄附トナレリ然
處創建ハ官其定例アリ三百名已上ノ信徒且資本永積金若干ヲ得ルニ非サレハ其允准ヲ得ル能ハス信徒中 老兄ノ如キ
ハ最舊縁ノ一人ニ付信徒人員中へハ押テ御加入可レ致寄附金ノ義ハ應分之御出金有レ之度何分之貴酬奉レ待候右ハ平素
之御贖札創建一件御協議之為呈寸楮一候草々頓首

二月廿二日

諫早生二

尾寺老兄 侍史

(神戸市福本義亮氏藏 校合濟堂)

一一 品川彌二郎より吉田庫三に贈る 明治廿八年頃(カ)

京師靈山之諸墓表々イヅレも毛利氏の政府より金員ヲ出して亡魂ヲ慰メタリ井上ハ好義の男ニハ相違アルマジクナレ
ド本文之意ニテハ維新後若林修覆も京師靈山も毛利氏ノ左ヲ打捨テアリシ様ニ後人思ひてハ忠正公ニ對シテモ恐懼ニ
堪へば若林の修覆萬端ニ付テハ毛利家ノ幾分カ御補助もアリシト存ズ京師之事ハ木戸^(幸尤)の命ヲやじグ受けて實事石工
其外之事ニ從事セシハ井上ニ相違あし御参考迄 草々頓首

○小塚原三墓ハ義士肉汁ノ幾分残り居レバ破壊ニ忍びス且ツ當時番人ノ之望ミもアリシコナレバ元トノ如クニシテ保
存シ置タルナリ

○先師改葬之實地ニハやじハ病ノ爲メニ櫻田邸ニ残り居レリ

やじ

(以下追白、文首行間に書込みあり)

文久三癸亥正月五日先師及頼・小林ノ遺骨ヲ若林ニ改葬ス文久二年ノ八月廿七日高杉櫻邸ヲ亡命やじ骨ヶ原墓參婦
途高杉ニ出會セシ^(徳)ハ記臆セリやじノ筆記中ニモ三年正月五日トアリ御參考迄ニ書加ユ

(東京市吉田茂子氏藏 校合濟堂)

一一三 松陰先生理葬并改葬及神社の創建 明治卅年以後 (吉田庫三編)

安政六年己未五月廿五日、先生萩城の野山獄より江戸に拘致せられて、七月九日傳馬町の獄に下り、爾後評定所の訊
鞠を受くること僅に二回のみにて、十月十六日口書讀み聞かせあり、越えて廿七日死刑に處せられたり、當時先生早
く己に死を期して周く後事を措置せしか、此月廿日江戸在留の飯田正伯・尾寺新之允(信)に與へたる書中に、「首を葬
る事は沼崎と堀江へ頼置候代料三兩計もかゝり候由御償還可レ被下候周布へ頼み金十兩計御かり首の償料の外沼崎へ
三兩堀江へ一兩計も小生生前の恩惠を忘れざる志を表して御贈可レ被下候」とありて、埋葬の事は擧げて飯
田・尾寺に托せしなり、廿六日の夜、執政周布政之助尾寺を藩邸に招き、明朝評定所に於て先生の斷獄あるべきよし
を告げられたれば、尾寺は翌早飯田を伴ひ、評定所に至りて事情を探らんとしたるに、門前の露店にて先刻重罪人を傳馬
町に護送せりと聞き、直に走りて傳馬町の獄卒金六を訪ひ、始めて先生は四ツ時既に處刑せられしことを知りたれ
ば、若干金を金六に付して遺骸下付の事を謀らしむ、
金六は元と赤穂の人にて頗る奇氣あり、常に先
生其他在獄有志士の爲に内外の交通を謀れり、金六金を獄吏に賂ひ

たれども、吏容易に許さるるにより、二人は暫く屍を××の手に付せざらんとを請ひ置き、廿八日又金六を経て百方盡力したるも猶ほ行はれず、廿九日飯田自ら吏を訪ひ懇請するに及びて、吏漸く之を諾し、獄中死屍の處分に苦むを名とし、今日午下小塚原回向院に輸りて交付すべしと約せり、二人直ちに櫻田邸に至りて桂小五郎^{木戸}及ひ伊藤利輔^{孝允}博に實を告げ、去りて大甕と巨石を購ひ、回向院に赴けば、木戸・伊藤先づあり、既にして幕吏も亦至り、院の西北方なる刀剣試験場傍の藁小屋より、一の四斗桶を取り來りて曰く、是れ吉田氏の屍なりと、四人環立して蓋を開けバ顔色猶ほ生けるがごとく、髪亂れて面に被り、血流れて淋漓たり、且體に寸衣なし、四人其の慘狀を睹て憤恨禁すべからず、飯田髪を束ね、桂・尾寺水を灌ぎて血を洗ひ、又杓柄を取りて首體を接せんとしたるに、吏之を制して曰く、重刑人の屍は他日檢視あらんも測られず、接首の事發覺せば余等罪輕からず、幸に推察を請ふと、飯田は黒羽二重の^{木戸}下衣を、桂は襦袢を脱して體に纏ひ、伊藤は帶を解きて之を結び、首を其の上に置きて甕に收め、橋本左内の墓左に葬り、土に巨石を覆ひて去れり、後數日飯田・尾寺碑を建て、其の正面の中央に松陰二十一回猛士墓、右に安政己未十月念七日死、左に吉田寅次郎行年三十歳と彫り、右側面に「吾今爲國死、死不負君親、悠悠天地事、鑑照在神明」の詩、左側面に「身はたとひ武藏の野邊に朽ぬとも留置まし大和魂」の歌を刻みたり、當時二人か藩邸に出せし費用の記は左の如し、亦以て先生の遺囑を完了したることを知るべし、

松陰二十一回猛士一件に付諸雜費入用録

一金壹兩壹步

獄役人に賂す入用之事

- | | |
|--------|---------------|
| 一金壹兩壹步 | 同 |
| 一金壹兩壹步 | 同 |
| 一金壹兩壹步 | 同 |
| 一金貳兩 | 金六へ酒手 |
| 一金三兩二步 | ××頭並獄卒へ祝儀 |
| 一金壹兩 | 囚人堀達之助へ祝儀 |
| 一金壹兩 | 同堀江克之進へ同斷 |
| 一金三兩 | 獄頭取沼崎吉五郎へ |
| 一金貳步 | 棺代之事 |
| 一金壹步二朱 | 穴堀三人へ酒手 |
| 一金貳步 | 回向院世話人親方へ祝儀 |
| 一金壹兩 | 首請取之時檢使役へ祝儀 |
| 一金壹步 | 廿九日手向料 |
| 一金壹步 | 百ヶ日之間卒都婆代并手向料 |
| 一金壹兩貳步 | 石塔手間前金に遣す |

總計拾九兩三步貳朱入用之事、外に石屋之石塔代并に回向院土地借受詞堂金入用有之候得共其分は私金を以て償之者なり

安政六年未十月江戸に於て

尾寺新之允
飯田 正伯

既にして幕府令を下し、院内志士の墓碑を毀たしむる時、先生の碑も亦撤せられたりしが、後四年を経て文久二年壬戌八月、世子公(忠愛公)朝旨を奉じて東下し、天使大原重徳卿と共に勅旨を幕府に傳ふ、中に戊午以來罪を國事に得たる者を釋し、死者の罪名を削るべしとの事あり、是に於て久坂義助等更に碑を先生の塋に建つ、碑字は久坂の書にして、今回向院に存するもの是れ然れども小塚原は刑死者を埋むる穢汚の地にして、忠烈の骨を安すべきにあらざるを以て、改葬の議起り、遂に藩の允許を請ひて、荏原郡若林村市町村制施行の際、世田ヶ谷村なる大夫山に移すことに決す、大夫山は延寶二年甲寅、秦殿公(綱廣)在府の時、徳川氏麾下の志志村勘右衛門の采地内なる農民の地を購ひて、火を避くる處に充てられしものにして、地勢丘を成し林際に別第あり、故に村民呼びて大夫山又は長州山と稱せるなり、斯くて明年癸亥正月五日を期して、先生及び先生と同じく國に殉じて墳墓を接せる頼三樹三郎・小林民部を改葬する事となり、高杉晋作・伊藤利輔・山尾庸三・白井小助・赤根武人等此が主者たり、山尾・白井は前夜小塚原に向ひて豫め事を整へ、翌早高杉等皆會して三墳を掘り遺骨を新棺に斂む、而して其の塋壁は忠死の血痕を印したる地にして、破壊湮没せしむるに忍びざるにより、墓を修め碑を存して去りぬ、尾寺信の説によれば、現今先生の碑ある處は舊墓地にあらずと此の日儀禮最も嚴肅にして、門人故舊柩に

從ひ、高杉馬に騎して先驅たり、行きて上野山下なる三枚橋の中橋に及ぶや、守者叱して之を止めんとす、蓋し中橋は特に將軍東叡山參拜の通路に供へたるにて、諸侯以下士庶は皆左右の橋を渡るべき制なればなり、高杉鞭を擧げ疾呼して曰く、我輩長州の同志勅旨を遵奉して忠節士の遺骨を葬るなり、途に此橋を過ぐるも何ぞ不可あらんやと、辭色俱に勵しければ、吏卒恐怖して遁れ匿れたり、既にして大夫山に達し、松杉蔚茂し深秀幽靜なる淨區に夢して長く忠魂を鎮する處となし、瘞埋の儀全く終りたるは黄昏の頃なりき、後數日高杉等又來原良藏の墓を芝青松寺より先生の墓側に移し、其十一月笠原半九郎も亦友人福原乙之進を塋域内に葬りぬ、福原此年八月江戸に來り、長原美彌介と假稱して有志の士に交る、十一月廿五日一橋の臣勝坂又三の家に會して時事を議するに當り、幕府の捕吏來り迫りたれば、福原刀を揮ひて之に當れども衆寡敵せず、其脱し難きを知り、一室に入りて自殺す、吏遂に又三等を捕へ福原の屍を收めり、笠原變を聞き傳馬町の獄に就きて其の屍を請ひ此に埋む、元治元年甲子七月、京師の事ありて、又三明治の初放免せられ、徳改稱し卅九年八十五歳にて死せり、幕府我が櫻田・麻布の諸邸を侵し、又人を遣して火を山中に放ち、別第を毀ち、五墳を壊らしめたり、爾來海内騷擾し、干戈相踵きて修築に遑あらざりしが、明治元年戊辰十一月、江戸在勤の藩吏内藤左兵衛左平墳墓破壊の事を徳川氏に詰る、其の往復の書に云く、

未得ニ接眉ニ候得共一書致ニ拜呈ニ候寒冷之候愈御清適被レ成ニ御奉務ニ奉テ賀候然ト弊藩吉田寅次郎始メ頼三木三郎其外戊午以來身を國事ニ致候輩過ルル戊八月御追懐之 勅詔に基き將軍家之令に從ひ若林ニ於て墳墓造立いたし候儀ト委曲御承知可レ有レ之然處即今承候得モ墓石は有レ之候得共華表玉垣等ハ御廢毀相成候由如何之御儀ニ御座候哉甚疑惑罷在申候右全弊藩一己之私意を以て竊ニ設造いさし候儀ニ無レ之志士仁人之跡湮滅すへからざる所よりして前顯之通 勅詔且將軍家之令まで公然墳墓造營被ニ仰付ニ候義ニ付永世ニ涉リ異議無レ之ハ勿論ニ候處右様御破壊ニ

被_レ及候儀ハ決て御様子も可_レ有_レ之致ニ承知一度不_レ取敢一内分御聞合早々御答可_レ被_レ成下候此段爲_レ可_レ得_レ貴意ニ如_レ此御座候早々不悉

十一月九日

内藤左兵衛

前島來助様

再伸甲子弊藩之事起りしより以來彼是御混雜中御破壊之場合ニ立至り候歟も難_レ計候得共左候るそ第一其節 勅
詔御遵奉之上御發令ニ相成候儀も致_レ違却候御不都合之筋と相考申候畢竟當時御始末之次第並墓所即今現存又ハ
亡失之品類等巨細御取調らへ早々御答可_レ被_レ成下候以上

右答書

御書奉_レ拜讀候時下寒冷之節ニ御座候得とも益御清適被_レ成御座ニ恭賀一段之事ニ御座候陳尊藩吉田寅次郎君御始
墳墓之儀ニ付御内々問合之儀實ハ小生拾餘年來東西漫遊仕候て僅ニ近時卑職相奉候儀故委曲承知不_レ仕勿論彼是
與ニ訊問仕候得共舊時常路罷在候者ニ總_レ四分五散致し今日在職之者共ハ昨前日不_レ售之人或者草莽之微臣故昔日
之何等淺詳明罷在候者も更ニ無_レ之但友人輩ニ質候處甲子尊藩之事起候より竟ニ貴邸を廢壞する之誤錯に立至り蓋
シ若林御別第を毀つの時無知之夫卒等志士埋骨之墳墓たるを不_レ知より破壊し事是に及候もの歟固り當日執政之奸
吏仁人豪傑を愛する之心無_レ之 勅詔至重を不_レ知者吾輩既ニ刀を按るるも至れり故_レ往時竊か_レ鴨崖先生の腕骨
を奪去別に孤墳造立志士之忠魂を寄吾輩之幽憤を洩候ニ至ると申程之儀_レ付終_レ春來之大變を醸起し祖宗之血食殆

絶せんと致候も其原是等_レ基するハ篤と御深察被_レ下度候幸一大藩之天恩ニ奉_レ浴候上_レ往昔之逐一を追懐致し念此
邊_レも可_レ及を漸次焦眉之急_レ賤慮を勞し居在職一同之無念御書ニ因テ不_レ堪_レ驚愕_レ慚耻之至罪亦不_レ勝_レ數事ニ御座
候然し徳川今日在務之臣僕共昔日霸府之吏人と同日視不_レ被_レ下何卒御隔意無_レ之如何致し可_レ然哉と御示諭被_レ下候
様奉_レ願度事_レ御座候唯其細答仕兼候ハ前條之仕合恐縮之至御座候得共御海忍相祈候之他無_レ御座候恐惶頓首

内藤左兵衛様

前島來助

前島密は當時徳川氏江戸邸の公儀人なりしが、答書其の要領を得ざるにより木戸孝允藩命を禀け、土木吏井上新一郎
一信をして役を董さしめ、新に先生以下の碑を建て、又域内に綿貫治郎助の墓を移し、治郎助姓は多々良名は直秀、元治
元年七月廿六日櫻田邸收没の時、
幕吏と論争して崩せず、短刀を抜き喉を刺して死す、行年二十九なり、其の墓元と小笠原中谷正茂及び甲子の變、幕吏に殺され或は幕獄に
小倉侯の香華院たる、淺草松葉町海禪寺内、泊船軒にありと傳ふれども未だ詳ならず、原墓は初め芝青松寺中に散在せしが、明治十九年從
一位公之を芝愛宕町傳聖院に合葬せしめられたり、木戸氏は「王政維新之歲、木戸大
死したる四十五人の招魂碑を建て、忠愛舎
江孝允」と刻せる華表を寄せ、徳川氏も亦我が修墓の舉を聞きて癸章ある水類器一基を貽りたり、二年己巳七月、整
武隊の長官華表より墓前に至るの路傍に石を敷きて參拜に便ならしむ、是に於て塋域完成して舊觀に倍するものあ
り、後十五年甲午忠愛從一位公以下門人舊故相謀り地を墓畔に卜し、祠を築きて松陰神社と名づけ、先生の靈を祀る、
十一月廿日之を落し、廿一日祭典を擧ぐ、曆を推歩すれば此日は即ち廿四年前先生殉節の日なり、遂に例祭日とす、
廿二年己丑四月廿一日始めて小祭を行ひ、後以て例とす、廿八年乙未の秋、更に例祭を十月十七日、神嘗小祭を四月
三日神武天皇祭に定む、卅年又小祭を四月廿一日に復す、

(右は吉田康三氏の「松陰先生埋葬改葬の記」を題する小冊子に、康三氏自ら訂正を加へたるものを筆録したのであつて、同氏編「松陰先生遺著」に掲載してあるものと多少違つて居るが、幾分精確のやうに思ふ、但し遺著に精しむるものは行間に書添へた、原文中の手紙は別に康三氏自筆の扣があるから、それによつて校合した)

(東京市吉田茂子氏藏 校合済)

一四 松陰神社明細書 昭和七年

東京府荏原郡世田谷町若林三百四番地鎮座

府社 松陰神社

一、祭神 贈正四位吉田寅次郎矩方命

一、由緒 命ハ長門ノ人、名ハ矩方、字ハ義卿松陰ト號ス、萩松本ニ住シ世々兵法ヲ以テ毛利家ニ仕フ、夙ニ王室ノ式微ヲ慨キ廣ク天下ノ志士ト結ヒ尊王攘夷ヲ以テ己レノ任トシ四方ニ奔走ス、前後獄ニ繫カルコト四度、此ノ間松下村塾ヲ開キ青年ヲ誘導薰陶ス、維新ノ際防長ノ藩士進ンテ大業ヲ補翼スルモノ概ネ其ノ門下ニ出ツ、實ニ閩藩勤王ノ嚆矢タリ、安政六年十月二十七日刑死シ江戸小塚原回向院ニ埋葬セラレシカ、後四年ヲ經文久二年八月朝旨ニ依リ罪名ヲ赦サルルニ至リ、小塚原ハ市井刑死ノ徒ヲ埋ムル汚穢ノ地ニシテ忠烈ノ遺骸ヲ安ンスヘキニアラサルヲ以テ改葬ノ議起リ、文久三年正月五日藩士高杉晋作・伊藤利輔・山尾庸三・白井小助・赤福武人等主命ヲ奉シ小塚原ヨリ世田谷若林ナル同藩別第大夫山内ニ改葬ス、

明治十五年從一位毛利元徳公以下門人故舊相謀リ地ヲ墓畔ニ定メ社殿ヲ造營シ祀リテ松陰神社ト稱ス、同年十一月二十一日祭典ヲ舉ク、曆ヲ顧レハ此ノ日ハ即チ二十四年前殉節ノ日ナリ、明治二十二年二月十一日勤王ノ功ヲ嘉セラレ特旨ヲ以テ正四位ヲ贈ラル、昭和二年社殿改築ノ工事ヲ起シ、翌三年六月三十日落成シ、全年八月三日遷座祭ヲ行フ、昭和七年二月十二日府社ニ列セララル、

(東京市松陰神社藏 校合済)

一六 萩松陰神社創設紀事

松陰殉難後萩に達した永訣書(書簡第六卷 第八一四號)には松陰の希望として「家祭には私平生用候硯と去年十月(實は十)六日呈上仕候書とを神主と被_レ成候様奉_レ頼候云々」とあるので、萩にあつた松陰の遺族の中で實家の兄杉梅太郎等が主となつて、殉難後早速その遺言通に神主を定めて祭事を行うたのである。蓋し吉田家は松陰歿後一旦斷絶し、後、文久三年四月藩政府から再興仰付られ、家兄梅太郎の長男小太郎、小太郎歿後明治十年三月は同じく家兄の女道子、道子歿後明治十年八月兒玉祐之の次男庫三が相続人となつてからも相続人が總て幼少であつた爲めに、家祭のことは一切實家杉家に於て行はれたのである、そして萬延元年二月七日にはその百日祭を行ひ、殉難の際に送られた前髪を團子岩の墓地に葬つた、その祭事も一切杉家の營むところであつて、門人や知友等の關係者はさういふ際に列席参拜したのである、その後國事は愈々急となり、門人亦四方に活躍して到底萩の地を顧みる暇はなかつたが、彼等は或は江戸や京都に於て、或は山口や下關に於て、兵馬倥傯の間にも先師を追慕し、所在に各集つて慰靈祭を行うてゐる、又暫く萩に歸つて居るやうな場合には松下村塾に會して遺編を読み、團子岩に墓地を展するのが常であつた、これ等の紀事は第十卷關係文書篇の隨所に散見すること、今一一擧げるとは省略しよう。

ともかく杉家に奉安されてあつた松陰の靈代や神主は、單に吉田家の相続者や杉家一族の人々のみに祀らるゝに止り得ないで、先づ門人知友にも、それから次第に一般世人にも祀られねば止まぬやうになり、遂に杉家の邸内にさ、

やかな土藏作りの祠堂が造られて、これに安置することになつたのである、この前後の事情は「松下村塾保存會」なるもの、組織せらるゝ、經過を述べてある次の「松下村塾改修の紀事」に依つて略窺ふことが出来るであらう、

○松下村塾改修の紀事

松下村塾は、松陰先生の子弟を聚めて大義名分を講明せられし處にして、當時名聲早く天下に傳播したりき、されど其塾舎は疊十八枚半を敷ける陋屋にして、先生の此に居りて親く教授せられたる期間は、安政二年丙辰の七月より五年戊午の十二月入獄の時まで、僅々二ヶ年半に過ぎざりしなり、

抑々松下村塾の由來は先生のものせられたる塾記にもあるが如く、もと家叔玉木先生文之進、正經の家塾の名なりしを、其の仕官後外叔久保先生五郎右衛門、久成の塾稱を襲用せられたるが、安政二年乙卯の十二月先生野山獄を免されて杉家に錮せられ、翌年七月家學山鹿流、兵學教授の爲門人を引見することを特許せられてより、遂に先生の塾舎に扁せられたるなり、而して初は杉氏の宅地内なる八疊敷の小舎を教場に充てしに、兵學研究の名を假りて來り學ぶ者増加し、塾舎の狹隘を苦むに至りたれば十疊半の一室を増築したり、此の時門人各其の長處に應じて勞役に當り、鋸を執る者、鋸を手にする者、土石を運ぶ者等あり、地均・壁塗・屋根葺の類は勿論其他の工作も概ね門人の手に成れり、かくて先生の教化により、有爲の人物輩出して、明治中興の偉業を翼賛したれば、先生の遺風を仰慕する餘り、遠方より村塾を來り訪ふ者も多かりき、されど歲月を經過する久しき、塾舎荒頽の恐あれば、杉氏に於て修理を加へ、其の現形を存したりしが、明治十六年塾の出身なる故正五位境二郎君初齋藤榮藏、泉峰と號す、島根縣令を辭し

て萩に歸り、先づ村塾を訪ふて懐舊の感に堪へず、現形を維持して先生の遺澤を永遠に傳へ、兼ねて後人を興起せしめんと欲し、百方苦慮する所ありしが、廿二年男爵榊取素彦君歸展の時、頗る君の説を賛し、東京に歸るや自ら主唱者となり、同門なる伯爵山田顯義・子爵品川彌二郎・堀真五郎の三君を賛成者となし、村塾の出身其他故舊の人々に謀りて醜金六百貳拾貳圓を獲たり、君是より經畫の任に當り、意匠を凝して塾舎を改修し、もとの建物は粗造の際瓦に漆喰を置き、壁に白垩を塗るなどは舊觀を失ふの憾あれども、保存上かくせざる、新に土藏を造りて先生の靈を祭り、を得ざるなり、しかも、位置間敷は皆舊形を改めず、材料も成るべく舊物を用ひたり、新に土藏を造りて先生の靈を祭り、神主は先生の遺書に「己酉ノ七月赤間關廻浦ノ節買得遺墨・遺物、著書ノ原稿及親戚等へ留別の詩歌書牘、其他を藏むる處となせん十年余著述ヲ助ケタル功臣也」といへる硯なり、先生の手蹟は勿論總て手澤の存する物あり、工費の殘餘を維持費に充て本會を創立したり、

廿三年六月廿三日改修未だ全く成らざる時、故有柄川熾仁親王殿下台臨ありて先生の遺事を問はせられしを初めとし、竣功後は我が毛利公徳御一族、其他貴顯の人々より教員・學生等、苟も事を以て萩地に來る者は、皆必村塾を訪はざるはなきに至れり、中にも廿四年十月今の侯爵伊藤博文君此に來りて「道德文章叙・彝倫、精忠大節感・明神、如今廊廟棟梁器、多是松門受教人」との詩を賦し、又故子爵品川彌二郎君常に村塾の學風を語りて「松陰先生の教育は十八疊敷の小塾舎より二年有餘の短日月にて克く明治の六大臣侯爵伊藤博文・侯爵山縣有朋・伯爵山田顯義・伯爵桂太郎・子爵品川彌二郎・子爵野村靖の六君を出したる一事を視て如何に有効なりしかを知るべし」といはれしは、共に當年此の塾中※四にありて先生に親炙せし人の俯仰感慨の餘りに出でたる至言にして、榊取・境二君が塾舎の保存を主唱せられたるも亦此の意に外ならざるなり、

松下村塾保存會

附言、先生永訣に臨み土屋蕭海に示されたる文に「清人云、拾遺收入遺編斷簡、其功德、更倍乎平瘞、埋暴骨露骸、今吾骨未レ知ニ何所暴露、而公先錄ニ存吾文、吾雖レ死ニ於道路ニ可也、」とあり、因りて本會は先生の遺墨を摸寫し、又刊行の遺著を備へて來訪者の需に應じ、聊以て追慕の厚意に報ゆること、なせり、

(編者曰、右紀事中誤りと思はる、點を訂正して置く、*一、二、三は本全集吉田松陰年譜參照、*四、桂太郎は松陰先生に關事した事はない)

右の紀事中「新に土藏を造りて先生の靈を祭り」とあるのが、即ち後に松陰神社となるので、これは明治二十三年八月に竣成したのである、位置は現に史蹟として保存せられて居る松下村塾舎の西脇、杉家の庭前にあつた、土藏は奥行四間二尺桁行二間五尺に過ぎない小さいものであつた、この土藏は東向でその正面に神靈を祀る祭壇を少し高く設けて神主が安置され、御靈代も置かれてあつた、その左右の壁には棚を造つて、遺墨・遺物・祭事用のものなど一切この内に保存されてあつた、土藏の前に松材の華表現に少しく形を變へて松が建てられてゐた、勿論これは公認のものではなく、表面は杉家の私邸内祠であるから神官も居らず、實兄杉民治梅太が管理者となつて一切の世話をし、春秋二回祭事を營んで廣く有志の參拜を許し、緣故者が手傳をなし、直會の振舞は杉家が當つてゐた、最も平素は管理者の許可がなければ、猥りにこの地に立入ることは禁ぜられて居た、

○縣社松陰神社創立願

明治三十七八年の戦役があつて、三十八年十一月に韓國は我が保護國たるの協約が特派全權大使伊藤博文によつて京城で締結せられた、その歸朝に際し、伊藤侯爵は下關に出迎へた阿武郡明木村の瀧口吉良に、先師が朝鮮のことに

關して懐抱して居られた宿志が漸くに實現したから、この旨を松陰神社に代つて報告せんことを托した、そこで吉良はその寄托を果したのであるが、この頃既に松陰神社の將來に就て關係者の間に議が唱へられてゐた、これより先子爵野村靖の歸萩するや、門人渡邊蒿藏は松陰神社の將來に關して深く考慮し、杉家より獨立し、吉田家の手からも離して別箇のものとする必要なる所以を力説して、その賛成と發起とを請うた、子爵の歸京するや、蒿藏の志を受けて嗣子渡邊世祐は子爵にその議を促し、子爵は朝鮮から協約を果して歸京した伊藤侯爵を説いたので、早速に松陰神社の獨立のことが決した、これを獨立せしむるには、新に先づ縣社としての認可を得て、その遺物・遺墨等を登録し永久に保存するに若くはなしと決定せられ、その計畫實現に共に力を盡すこととなつた、東京にて出願等の手續方
法には世祐が子爵の下にこれに當り、萩にては杉民治・渡邊蒿藏と詢りて瀧口吉良が専らこれに任ずることに定められた、そしてその資としては他の零細の寄附を仰がないで、伊藤侯爵が親ら集めて提供せられることとなり、八千五百圓を世祐に手交せられた、爾來東京と萩と相須つて計畫の進行に努め、東京では出願書類の調製に、萩では神社の敷地・遺墨の購入、社殿の移轉、境内の整備、圖書館の建築に着手し、吉良の下に阿部直彦が主としてこれに當つた、そこで境内地や圖書館等の設計が略出來たので、阿武郡の全町村長の決議で崇敬者の總代を定め、公債六千圓を基本財産とし伊藤侯爵・野村子爵の署名せる次の創立願を山口縣廳に差出した、

山口縣阿武郡椿郷東分村字新道舊松下村塾ハ故吉田松陰名ハ矩方、通稱ノ安政三年七月ヨリ同五年十二月迄二年五寅次郎ト云フノ不肖吾等モ亦其門下ニ在リテ親シク教化ヲ被レケ月ノ間親シク子弟ヲ聚メテ大義名分ヲ講明セラレシ處ニシテ、

リ、先生ノ教授セラレシハ斯ル短日月ナリシカト、其ノ誘導感化ノ力ニ至リテハ實ニ偉大ナルモノアリ、吾縣人士ニシテ明治中興ノ鴻業ヲ翼賛シタル輩ハ殆ント先生ノ薰陶ヲ受ケザルモノナシト謂ツ可キナリ、吾等先生ノ遺風ヲ追慕スルノ餘リ、茲ニ相議リ先生生誕ノ地、特ニ右松下村塾ノ傍ニ神社ヲ創設シ、永ク先生ノ英靈ヲ鎮祠シ、且神社附屬トシテ舊塾舎ヲ保存シ、其遺風ヲ永遠ニ傳へ、併セテ後人ヲ奮起セシメント欲ス、

曩キニ明治二十三年ノ頃松下村塾ノ出身者、其他故舊ノ人々相集リテ該塾舎ヲ改修シ、又其ノ生家杉民治松陰兄邸内ニ私邸内社ヲ營ミ、先生ノ英靈ヲ鎮祠シタルモ星霜ヲ經ル久シキニ從ヒ、其事蹟ノ湮滅センコトヲ慮リ、右私邸内社ヲ廢シ、爰ニ新ニ公認ノ神社創立ヲ出願スル所以ナリ、別紙理由書參照 希クハ此際縣社格ヲ以テ創設御許可被ニ成下一度、別紙明細書並關係書類相添へ、信徒一同ヲ代表シ謹而奉レ願候也、

明治四拾年九月十五日

東京市麻布區三河臺町貳八

松陰神社維持會副總裁

創立委員 子爵野村 靖

神奈川縣中郡大磯町西小磯稻荷松五五

松陰神社維持會總裁

創立委員 侯爵伊藤博文

山口縣知事渡邊融殿

追而本年拾壹月貳拾壹日ヲ以テ祭典舉行致度候間、特別ヲ以テ至急御詮議被ニ成下ニ度、若シ又縣社格ヲ以テ御詮議難ニ相成ニ節ハ相當ノ社格ニ御詮議被レ及度此段添申候也、

右之通相違無レ之候也

明治四拾年九月十八日

山口縣阿武郡椿郷東分村長 鈴木美德 叩

※(この年月には誤がある、本全集吉田松陰年譜参照)

右願書中に「別紙理由書参照」とあるが、その中には松陰の略歴と精神とを述べ、松下村塾の教育と維新の大業との關係に及び、遂に神社創設の事を説いてゐる、明細書及び關係書類には神域面積・神社及び附屬建物の設計・財産目録・崇敬者五千三百餘戸の總代人名などが記してあるけれども、茲には省くこととする、

松下村塾保存會は既に述べた通に早くから設けられ、多少の基本金を有してゐたのであるが、尙微々たるものであつた、然るに松陰神社創立には伊藤侯爵が他の零細の寄附を仰がない様にとのことであつて、自身の手で寄附金を集められたから、萩の有志者は瀧口吉良主唱の下に松陰神社維持會を組織してその維持に努めんとして寄附を集め、二千圓餘となり、兩會が異名同體のものとなつて、神社の創立に援助したのである、そして伊藤侯爵がその總裁に、野

村子爵が副總裁に、杉民治が會長となつたので、願書にもその意味を現はしたのである、従つてこれ等の基本金は神社のそれとは各別途のものとなつてゐるのである、

さて四十年十月四日を以て創設は認可せられ社格は縣社と決定した、建築工事は先づ神域の地均しに始まり、次で本殿として前の土藏造の小祠の位置を少しく變へて、花崗石の堅牢な礎の上に西面するやうに遷し、これに奥行一間桁行一間半の祝詞殿を附けた、さうして井戸・鳥居・手水舎・石燈籠・圖書庫寶物・社務所などが次々に作られたのである、四十一年十一月落成した時の神社は大要右の如き體裁のもので、拜殿萩堀内にあつた宮崎神社が廢社となつたので、吉良やその他の寄附で、拜殿をその儘移した、及び大鳥居は後に増築せられたのである、落成の年十一月二十一日松陰刑死日十月二十七日を陽曆に廻算したのである、縣より供進使參向して祭典が行はれた、爾來この日を以て例祭日と定められ、別に安政六年松陰櫛籠萩を出發した日五月二十五日を、そのままに春祭日とすることになつた、因に寶物庫の扁額「古道照顔色」は有栖川宮熾仁親王の御染筆であり、大鳥居の青銅製額の字「松陰神社」は公爵三條實美の筆、内鳥居の同じ文字は公爵毛利元昭の筆を夫々鑄造したのである、

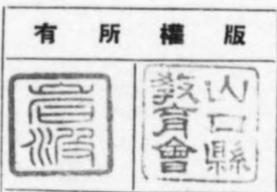
なほその後松本の有志者が發起して「松陰神社苑會」を結成して、寄附金を募り、敷地一千三十一坪を買入れ、その一部に現存の松陰神社記念館一棟を建築した、竣成したのは大正九年十一月頃である、昭和五年六月に至りこの敷地と建物とは全部松陰神社に寄附せられた、又松陰神社維持會は神社建築の後剩餘金六千六百餘圓を基金として成立し、其後神社改築其他の目的を以て更に寄附金を募集し、今日では財團法人松陰神社維持會と呼ばれて居る、

(委員 政村敏雄)

昭和十年十一月十三日 印刷
昭和十年十一月十八日 第一刷發行

吉田松陰全集第九卷

(寺島製本)



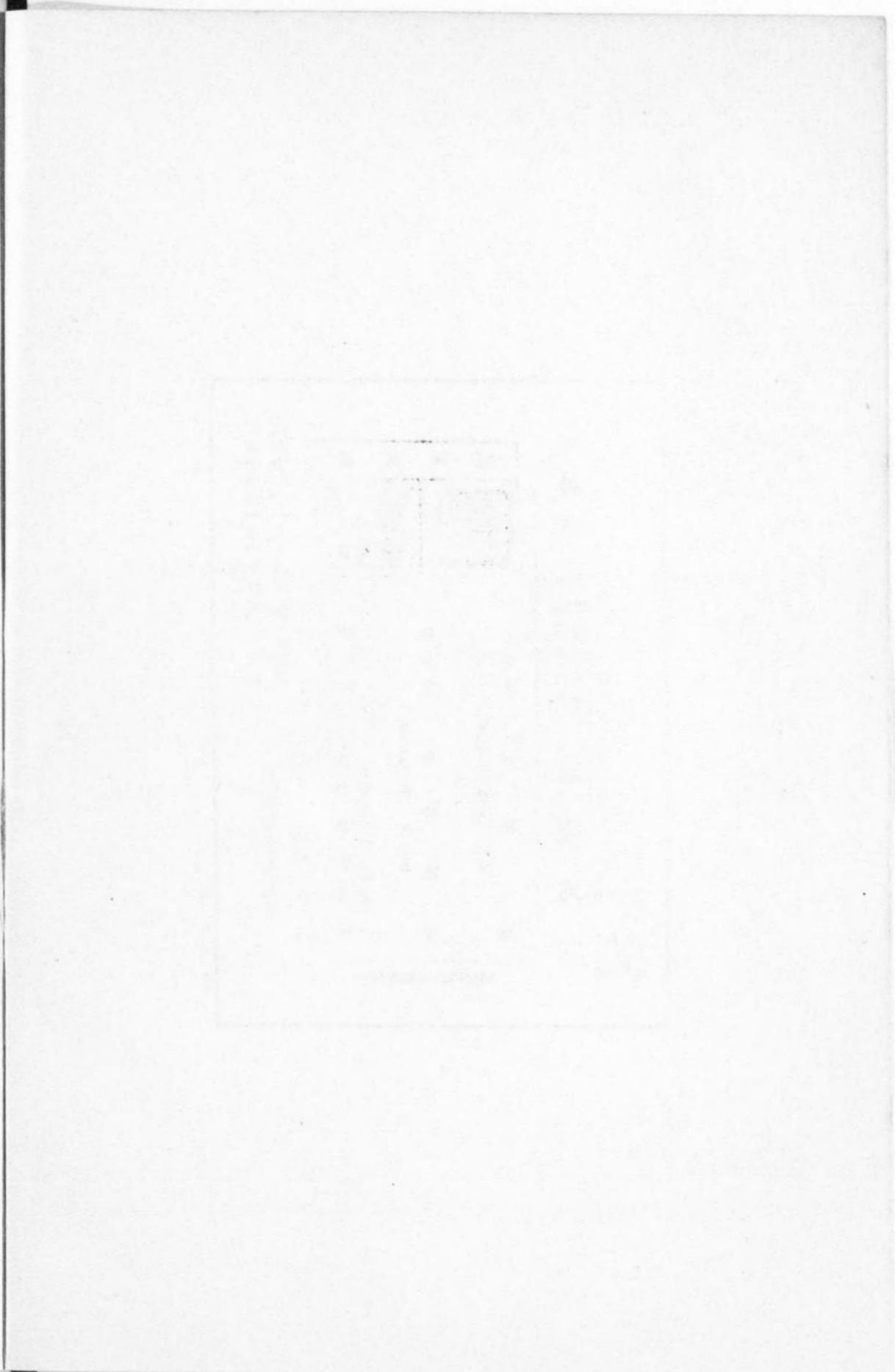
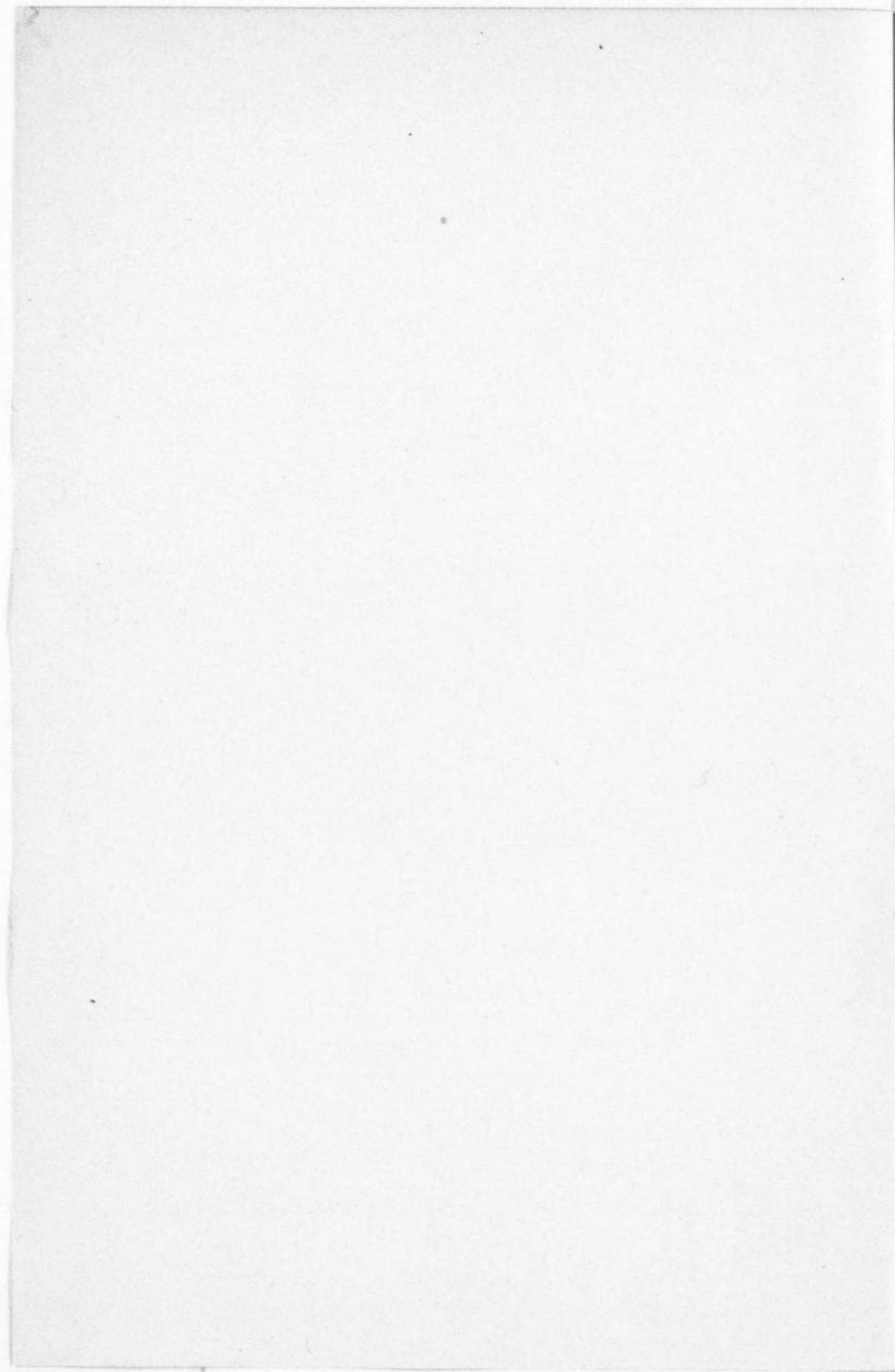
編纂者	山口縣教育會
發行者	東京市神田區一ツ橋二丁目 岩波茂雄
印刷者	東京市本所區船橋一丁目 守岡功

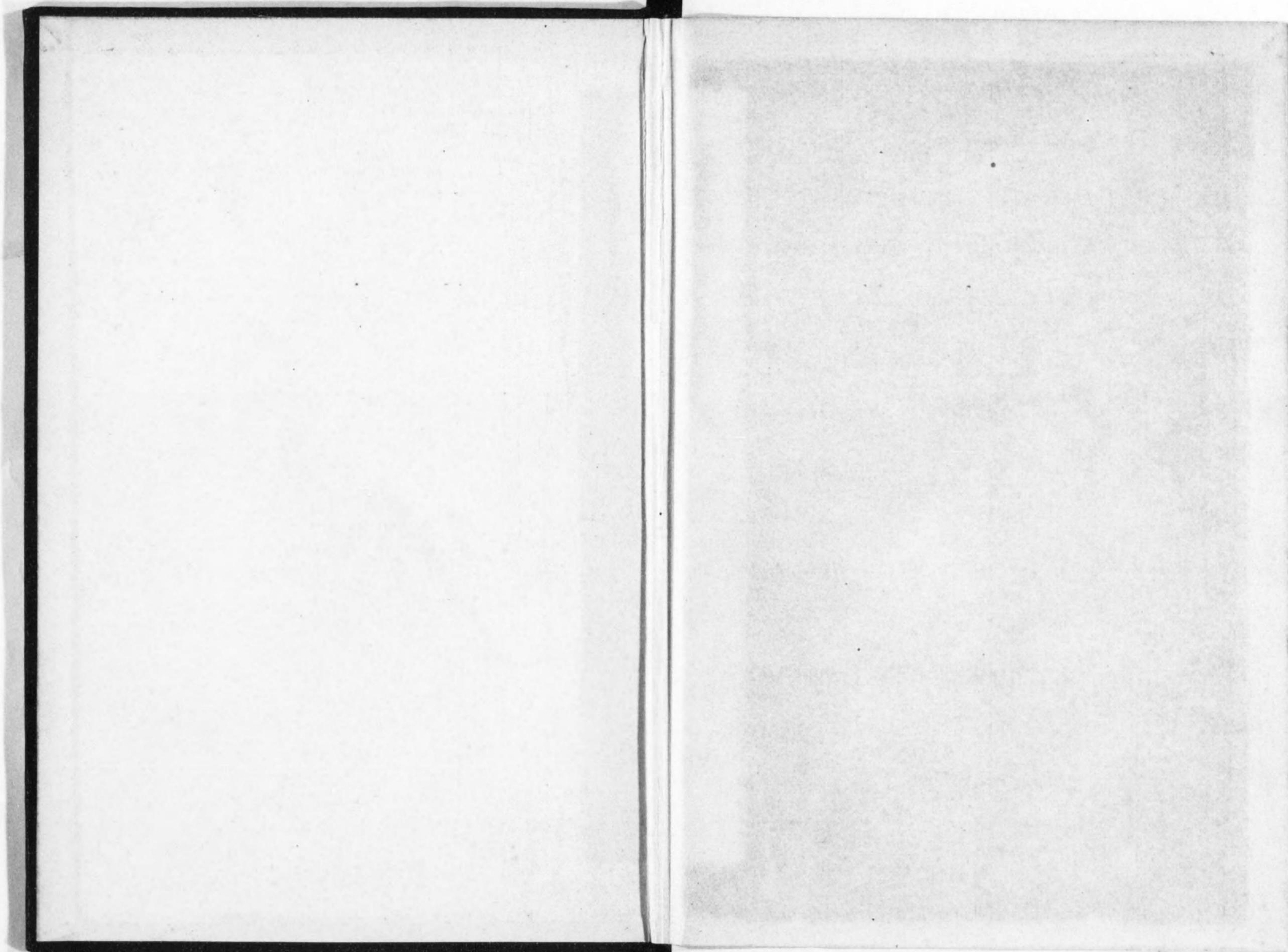
凸版印刷所分工場印刷

發行所 東京市神田區一ツ橋二丁目

岩波書店

電話(33) 八八七番
九段(33) 〇八八番
振替口座 東京七四四一六番





終

